## 行政常任委員会

令和 2 年 9 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分開 会

○南委員長 おはようございます。連日、本会議等でお疲れのところ、今日1日 お付き合いお願いします。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気治療のため、髙村泰德委員でございます。

付託案件の審査の前に、まず、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続き、行政常任委員会を開催していた だきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第53号、尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから、議案第63号、令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての計11議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査い ただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

その前に、説明に入るために、議員の皆様方に御報告と御礼を申し上げたいと思ってちょっと。8月3日から販売を開始しておりました、どうまい尾鷲お食事券、昨日をもちまして2万枚完売いたしました。販売に際しまして、いろいろ御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

そして、10月1日から発売を予定しておりますプレミアム付商品券につきましては、昨日、購入応募券、これを発送、市内全域に発送させていただきましたので、御報告とともに、ぜひ御購入いただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

それじゃ、早速ですが、付託議案について財政課より審査をしていきますので、 財政課長の付託議案の説明を求めます。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 について、補正予算書並びに委員会資料に基づき、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億8,860万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億4,531万3,000円とするものでございます。

続きまして、財政課に係る補正予算の内容について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。まず、9款1項1目地方特例交付金は、339万4,000 円を増額し、計1,139万4,000円とするもので、これは、交付額の確定によるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税は、1億3,736万円を増額し、計38億6,936万円とするもので、これにつきましては、普通交付税の交付額確定によるものでございます。今回増額となった主な要因につきましては、基準財政需要額において、本年度新たに地域社会再生事業費として約9,100万円が算入されたこと及び臨時財政対策債への振替額が見込みより約2,000万円減少したことが主な要因でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

一番下段になりますが、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、6,305万円を増額するもので、これは、今年度売却を予定しております旧野地乳児保育園敷地、新田団地等の不動産鑑定が完了したことに伴い、その売却見込額を計上したものでございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

売却予定箇所の一覧表になっております。それぞれ地積、鑑定額のほか、売却予 定価格等を記載しております。

中ほどの列になりますけれども、売却予定価格につきましては、旧野地乳児保育園敷地が2,684万円、矢浜市有財産が250万円、新田団地の1が462万円、同じく2が574万円、3が552万円、4が1,258万円、新田税務署職員住宅敷地が525万円、計6,305万円でございます。

なお、2ページから5ページにかけまして、それぞれの位置図、現況写真を添付 しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、6ページを御覧ください。

これは、6月定例会でお示しをさせていただいたものと内容は同じでございます けれども、本年度の売却スケジュールの予定でございます。

今回、売却見込額を計上させていただきました7件につきましては、12月に入 札を行いまして、その結果によって、3月定例会において確定額で補正をさせてい ただきたいと考えております。

また、一番下の中央駐車場につきましては、現在測量等の作業を進めておりますが、12月に売却見込額を計上させていただき、3月上旬に入札を行いたいと考えております。

それでは、補正予算書の14、15ページにお戻りください。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金は、231万3,000円の増額でございます。これは、本年7月に災害等対策基金を創設し、現在、寄附のお願いをさせていただいておりますが、8月7日時点で市内19名の方から計231万3,000円の御寄附をいただきましたので、今回、補正計上させていただいたものでございます。

続きまして、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金140万1,000円の増額及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金24万8,000円の増額は、いずれも令和元年度決算に伴う精算分として一般会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、8目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定において臨時財政対策債への振替額が減少したことにより、2,020万円を減額し、計2億2,780万円とするものでございます。

次に、18、19ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、5億4,956万7,000円を増額し、計7億2,668万4,000円とするものでございます。内訳ですが、財政調整基金積立金5億3,305万9,000円は、令和元年度決算に伴う繰越金や普通交付税の増額等に伴う積立てでございます。

また、活性化対策基金積立金以下、森林環境譲与税基金積立金までは、前年度の 基金充当事業の事業費確定等に伴い執行差額を積み戻すものでございます。

また、災害等対策基金積立金につきましては、今回御寄附をいただきました231万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の7ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては、5億3,305万9,000円を積み立てることにより、補正後残高は8億7,111万3,000円、以下、御覧のとおりでございまして、補正後の残高合計は、17億2,941万5,000円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただきまして、30、31ページを御覧ください。

1 1 款公債費、1項公債費、1目元金54万5,000円の増額、2目利子26 4万円の減額は、令和元年度借入額及び利率の確定等による増減でございます。

続きまして、5ページにお戻りください。第3表地方債補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、先ほど申し上げましたが、借入れ可能額の確定に伴い、限度額を2億4,800万円から2億2,780万円とするものでございます。

議案第54号に係る財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

補正予算の説明は以上でございます。御質疑のある方は御発言をお願いします。 よろしいですか。

- ○奥田委員 資料1の遊休市有財産の売却のところで、建物撤去費ですけれども、 260万とか210万とか80万となっていますでしょう。ばらつきがある理由は 何です……。これ、全て木造じゃないのかな。教えてもらえますか。
- ○岩本財政課長 まず、新田団地の3が260万7,000円となっておりますけ ど、これ2棟分、木造で2棟分ございます。その下の4番も同様に、2棟分です。 それから、7番の新田税務署職員住宅敷地の場合は、1か所、1棟の解体費でござ います。
- ○奥田委員 2棟分と1棟分の違いということ。それにしても80万と260万円を見ると、何か3対1ぐらいになっていますけど、それはどういうことなんですかね。
- ○岩本財政課長 それぞれの面積とかによって変わってくるのかなと思うんですけれども、建設課のほうで見積りをしていただいた数字をそのまま上げさせてもらっています。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○楠委員 同じく、資料の関係で、売却予定の一覧の中の鑑定額についてなんで すけど、これは、鑑定者は3人いるのか、それとも標準画地が何か事例があってこ

の平米単価になっているのか、適正な価格なのかどうか、その辺をちょっと教えて いただけますか。

- ○岩本財政課長 鑑定士さん1名の方に御依頼をして、詳しい専門的なというあれはちょっと詳しく分かりませんけれども、近傍の取引事例とかを参考にして鑑定額を出していただいたということになります。
- ○楠委員 その際に、庁内においても、適正かどうかというのはなかなか判断が 難しいんでしょうけど、この平米当たり単価が適切だという判断で、この価格を載 せたということでよろしいですか。
- ○岩本財政課長 鑑定の中にはいろんな条件があって、角地であるとか、接面道路の状況で段差があったりとか、地積の大小とか、市場性とか、そういうようないろんなことを総合的に判断をしていただいて、鑑定額を出していただいておると思っておりますので、適正だというふうに思います。
- ○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- ○三鬼(和)委員 念のためなんですけど、これまでの売却についても、撤去費を引いた分で売却という形を取っておったんですか。その場合、撤去費込みでするのと撤去費引いた分でするのとどうだったのか、差し支えなかったのかどうかというの、ちょっとその辺、これまでの処理してきた分の中で参考例があればちょっと。
- ○岩本財政課長 昨年度、第3、第4保育園売却しましたけれども、それは撤去 費込みということで、同じように今回もやらせていただくということです。

まず、やり方として、市のほうで撤去をしてから土地だけで売るという方法もも ちろんあると思うんですけれども、売れなかった、売却できなかった場合のリスク がありますので、こういった形を取らせていただいておるということです。

- ○三鬼(和)委員 その意味は分かるんですけど、撤去費が妥当であったのかど うかという部分を私はちょっと聞きたかったので。撤去費込みで入札するほうがよ かったのではないかなという考え方もできるので、その辺はどうなんですか。
- ○岩本財政課長 撤去費込みで入札をするという方法を取らせてもらっています。 撤去費の……。
- ○三鬼(和)委員 表現が悪かったね。評価額のほうで、撤去費用、評価額に撤去費用を算出して、それを引いた部分が売却予定額になっているので、それも込みでやるほうがもっと。言うたら、評価額のほうを、撤去費用を引かずに評価額のほうを売却予定額に計上するほうがよかったのではないかなと思うので、その辺はど

うなんですか。

- ○岩本財政課長 建物自体が、取壊しを前提としたような建物ですので、どちらにしても撤去ということが発生してきますので、その分を建築単価のほうではじいて、差し引いて売却予定価格を出すという方法になっております。
- ○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- ○野田委員 10ページの地方交付税のところで、今回1億3,736万が増になるということで、前期と比較すると多少増えているのかなと思いますが、この要因というのは難しいと思いますが、課長、どの要因がちょっと考えられ、どのようなことを考え、あんまり……。
- 〇岩本財政課長 地方交付税につきましては、前年度、令和元年度の決算額と比較いたしますと5,800万、約5,800万増加となっております。

この要因というのは、先ほども言いましたけれども、今年度から地域社会再生事業費分というのが基準財政需要額に加算をされておりまして、それが9,100万円、それから臨時財政対策債、本来、普通交付税でもらえる分を起債、財源の関係で起債ということになるんですけれども、その分に振り替える額が少なくなったということが、今回の増額の大きな要因でございます。

- ○野田委員 ありがとうございます。
- ○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 それじゃ、ないようですので、報告事項が2件あります。 まず1件は、財政健全計画の取組と尾鷲市の財政状況についてということでございますので、お願いをいたします。
- ○岩本財政課長 それでは、財政健全化計画の現在の取組状況について御報告を 申し上げます。

委員会資料の8ページを御覧ください。

本年2月に策定をいたしました財政健全化計画の記載内容に沿った形で、順に説明をさせていただきます。

まず、1の主な財政指標の推移でございます。

令和元年度決算に基づく各指標でございますが、まず、経常収支比率につきましては、前年度と同じ、同率の98.2%となっております。また公債費比率は11.

0、実質公債比率は11.6と前年度との比較では、それぞれ0.3、0.4ポイントの上昇となっております。財政力指数は、基準財政収入額の減少により、0.0 12ポイント悪化の0.377となりました。

次に、2の健全化判断比率につきましては、今定例会の報告案件でもございましたが、全ての指標について、いずれも基準を下回っている状況でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

まず①、収支見通しでございます。

令和元年度決算及び本年度の当初予算編成状況等を踏まえて、改めて令和3年度 以降の推計を行ったものでございます。上段の表が昨年12月にお示しをした見通 しでございまして、下段が今回改めて推計を行った数値になっております。

これにつきましては、別途もう少し詳しい資料をつけておりますので、そちらを 御覧いただきたいと思います。

資料の15ページを御覧ください。

歳入歳出の主な項目を一般財源ベースで記載しております。

まず、歳入でございますが、市税につきましては、前年度決算及び過去の傾向等から今後の見込みを改めて推計したものでございます。前回見通しとの比較では、 各年度約1,100万から1,200万円の増額になっております。

次の各種交付金は、森林環境譲与税が前倒しで増額されることや法人事業税交付金が本年度新たに創設されたことなどにより、前回よりばらつきありますが、各年度約3,700万円から5,400万円の増加見込みでございます。

次に、地方交付税のうち普通交付税では、本年度の交付税算定をベースに改めて 試算をしております。その結果、各年度、こちらもばらつきはあるんですけれども、 約2,500万円から9,400万円の増加見込みとなっております。この一番大き な要因は、先ほども申し上げましたが、地域社会再生事業費が新たに基準財政需要 額に算入されることになったということでございます。

一方の特別交付税は、これまで特別交付税で算定されていた経費が普通交付税で 算定されることになったこともあり、逆に、各年度約1,000万円から1,700 万円の減額。臨時財政対策債につきましても、本年度の算定をベースに見直しをし た結果、前回より各年度約1,700万円前後の減少というふうに見込んでおりま す。

以上のような要因によりまして、歳入合計では、前回より各年度約6,500万円から1億円強の増加見込みとなっております。

次に、歳出でございますが、人件費、扶助費につきましては、本年度の当初予算編成時においても見通しより若干減額となっておりましたが、特に人件費につきましては、正職員数の減数、また、次期改選から議員定数が3名減るということなども加味させていただきまして試算をした結果、前回より減額見込みとなっております。

また、4の義務的経費を除く行政経費につきましては、当初予算において見通しよりもかなり増額となったということもありまして、今回は、現在把握できる範囲で今後の特殊要因等を各課に照会して、それを加味して試算した結果、前回よりも各年度約6,800万円から9,800万円の増加見込みとなりました。

以上のことにより、歳出合計では、前回見通しより約3,100万円から8,300万円の減額見込みとなっております。

ここで資料の9ページへお戻りください。

下段の表の収支の欄を御覧いただきたいと思いますけれども、先ほどの歳入歳出 それぞれの推計の結果、令和3年度の収支が3億7,151万3,000円のマイナス、令和4年度が4億8,319万4,000円のマイナス、以降、御覧のとおりになっておりまして、前回と比較して、収支のマイナス幅が減少する見込みとなりました。したがいまして、その下の欄の財政調整基金をはじめとする各基金の取崩し必要額についても、前回より減少する見込みとなっております。

ただ、前回同様ですが、この推計にはSEAモデル事業や広域ごみ処理施設の整備事業の事業費等、現時点で見通しには反映しておりませんので、収支改善目標額につきましては、同様に1億円、各年度1億円ということで継続することを前提として、財政化健全化計画に沿って収支改善に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、10ページを御覧ください。

これは主な基金の残高見通しでございますが、財政調整基金につきましては、前回見通しでは、上の段の表で、令和6年度の当初予算編成後の差引残高、色塗りした部分ですけれども、1億2,752万8,000円でございました。今回の試算では、3億5,267万4,000円となる見込みになっております。

次に、11ページを御覧ください。

これは、令和2年度以降の財源確保に係る取組として、健全化計画のほうに記載 した内容を次の12ページまで同様に記載しております。

これらにつきましては、歳入歳出の各項目とも、現在、実際に取組を進めている

ものでございますので、本年度の実績が出ましたら、また改めて御報告をさせてい ただきたいというふうに思っております。

次に、13ページを御覧ください。

こちらは、令和3年度以降の実施検討項目でございまして、それぞれ現時点での 検討状況を報告させていただきます。

まず、歳入の確保のうち、一つ目のクラウドファンディングの推進につきましては、本年度実施を予定している事業の中で、このクラウドファンディングに適する事業、その検討・選定を進めている状況でございます。

また、二つ目の企業版ふるさと納税の活用につきましては、おわせSEAモデル 事業において活用ができないかということで、SEAモデル事業の進捗に合わせて、 並行して検討していくことになっております。

次に、三つ目のその他の歳入確保でございますが、企業広告の掲載について、現在実施している市の広報のほかに、ホームページやエリアワンセグ等での掲載について、少しでも歳入の確保につながるよう募集・掲載に向けて進めていくという予定でございます。

次に、歳出の抑制についてでございます。

まず、昇格基準の見直しにつきましては、係長級への昇格基準、あるいは期末勤 勉手当の支給率等について、人事評価を適正に反映させた人事管理の徹底により、 来年度以降の人件費抑制につなげていくということにしております。

二つ目の定年前早期退職募集制度の実施につきましては、対象年齢を国の制度と同様の定年前15年とするかどうか等について、もう少し調整が必要な部分はございますけれども、基本的には、来年度から実施する方向で進めていくということにしております。

三つ目の正規職員の段階的な削減につきましては、先ほどの財政見通しでもありましたが、早期退職とか一部会計年度任用職員への転換もございましたので、想定より職員数の減少が現在進んでいる状況でございます。

今後につきましても、適正な職員数を確保しつつ、人件費のさらなる抑制を図っていくこととしております。

次のページをお願いします。

四つ目の縮小及び廃止事業の検討及び次の事業の改廃に伴う課、係の統合につきましては、連動する項目でもございますが、本年度、再度、全事業の見直しを行うとともに、組織の再編・効率化につながる所掌事務の見直しについても検討を進め

ているところでございます。

六つ目の住民対応窓口の縮小につきましては、現在の庁舎耐震工事の中で、1階のカウンターの改修工事も行うことになっておりますけれども、その中で、利用者、職員が機能的、効率的に対応できる窓口の環境整備について検討を行うこととなっております。

次に、委託事業の自前化につきましては、除草、清掃等の外部委託を縮小するため、職員配置及び職務の効率化を図り、自前化が可能なものについては実施してい くという方向でございます。

最後に、公共施設の見直しでございますが、現在、個別計画の策定に取り組んでいるところでございます。今後の維持管理や更新等による財政負担の軽減、平準化に向けて、本年度中に同計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上が財政健全化計画の取組状況でございますが、来年度以降の実施を見据えて、 より具体的な内容にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○南委員長 もう一本、財政状況の調査があるんですけれども、関連すると思うんですけれども、1本ずつ行きますか、どうしますか、皆さん。それもしてくれるの。
- ○岩本財政課長 財政状況の説明は、決算のときに説明させていただきたいと。
- ○南委員長 あっ、そうか、そうか。すみません。決算のほうでした。失礼しま した。

それでは、ただいまの財政健全化計画の取組状況について御質疑のある方。

- ○小川委員 資料の13ページなんですけれども、一番上の歳入の確保のクラウドファンディング推進というのがありますよね。これって単なる寄附を募るだけなのか、ふるさと納税に絡めたクラウドファンディング。それ、もしふるさと納税の入り口の違いだけだったら、クラウドファンディングというよりも、ガバメントクラウドファンディングですか、ああいうのにするのかどうなんかということ、ちょっとお伺いします。
- ○岩本財政課長 今、政策調整課のほうで考えていただいておるんですけれども、 1番目のクラウドファンディングというのは、いわゆるガバメントクラウドファン ディングということで、企業版ふるさと納税とは別に進めていくというふうに聞い ております。
- ○小川委員 これまでだったら、商品からふるさと納税を選ぶというんじゃなく

て、事業から選んで、ほいたら、返礼品もあるということなんですね、このクラウ ドファンディング推進というのは。

- ○岩本財政課長 ふるさと納税の場合は返礼品はあるとは思っておるんですけれ ども、クラウドファンディングの場合は、返礼品は恐らくないんじゃないかなと思 います。
- ○小川委員 いやいや、今、ガバメントクラウドファンディングということは、 事業から選んでふるさと納税するという意味じゃないですか。ということは返礼品 もあるということじゃない。ふるさと納税を選ぶのに、入り口が違うというだけの 話じゃないんですか、これは。
- 〇岩本財政課長 そこら辺、ちょっとまた政策調整課……。
- ○小川委員 14ページなんですけど、14ページの住民対応窓口の縮小という ところで、どういう検討をされているのか、これ、ワンストップで住民対応するの か、担当課が、住民、あっち行けこっち行けじゃなしに、縮小して、担当がそこへ 行くような感じのことを考えているのか、どのような検討をされているんでしょう。
- ○岩本財政課長 これも、そこまで煮詰まった話ではないんですけれども、窓口は、例えば五つあって、お客さんが少ない状況だということは効率が悪い状況ですので、そこら辺を一つ、二つなくすことによって効率的でもありますし、人員配置の問題とか、パソコンの配置の問題とか、そこら辺で若干精査できないかということで今検討しておるということです。
- ○仲委員 先ほどの財政収支見通しの15ページ、地方交付税については、令和2年度の当初予算の37億3,200万円をベースに多分つくっておると思うんですけど、先ほど補正予算で説明された地方交付税の今回1億3,736万増は、地域社会再生の交付金と臨時財政債の減というのは理解できるんですけど、やはり38億6,936万というのが頭へ入りますもんで。

今後、その地域保全社会の再生の交付金については、国の流れとしては数年間続くという見通しは立っていないんでしょうか。

- ○岩本財政課長 この新しく創設された地域社会再生事業費というものは、法人 事業税が国と各地方との配分を変えて、国のほうの配分を上げることによって、そ れを地方交付税の財源にすると、それを税の偏在是正で各市町にばらまく、交付さ れるということで、もう制度が変わらない以上は、この経費はずっと続いていくと いうふうに考えております。
- ○仲委員 今回の補正等で38億6,936万になったというのが、令和元年度の

決算と比較すると3,900万ぐらい増えておるんですね、決算と比較すると。

それで、新たな、今、先ほどの地域社会再生の事業費の関係も出てきたという中で、15ページの令和3年度の地方交付税37億2,931万6,000円、これは、今回の補正と比較すると1億4,000万ばかり低いですね、38億と37億と。これについては、令和2年度の国調の関係とか、いろんな影響も加味されたということですか。

- ○岩本財政課長 そのとおりで、令和3年度は、今年度の国調の影響が、見込みでは7,000万ほど下がるのではないかというような見込みを立てておりますので、そのベースが下がることによって、以降も下がっていくということで推計はしております。
- ○三鬼(和)委員 先ほどの14ページなんですけど、縮小及び廃止事業の検討ということで、これは財務を考えた上で、もともと組織の再編とか効率化につながるという、こういったのというのは総務課の担当だとは思うんですけど、財政面からこういったことを示唆したと受け取っていいんですか、どうなんですか。
- ○岩本財政課長 これから財政健全化で歳出のほうを削減していくためには、やっぱり人件費というか、組織の問題というのが結構大きなウエートを占めてくるというふうに思っておりますので、そこら辺は、うちの財政課の立場からいくと、財政的な面から、あと、総務課的な面からいくと、財政的な面も含むんですけれども、効率化というような点から今後考えていくということでございます。
- ○三鬼(和)委員 市長の考えとか、市長におかれても行政プロジェクトからしておったので、3年目ぐらいに機構改革なんかもやられるかなという期待はあった、民間の手腕というのがあって、されるかなという期待はあったんですけどしなかって、本市においては、もう人口減少、病院もそうだと思うんですけど、小さな自治体、小さな規模、小さな運営の中で効率よくするというのをしないといと、入に見込みが、自主的な入が見込めないような現状というんか、財政力指数を含めてでも、もう他力本願の自治体運営みたいな現状になっておるので、これについては、市長の任期も少ないという中でありながらでも、継続した議論をするにしてでも、早速議論をすべきだと思うんですけど、どうなんですかね、その辺、この辺については、市長の考え等も含めて。
- ○下村副市長 事業の縮小廃止につきましては、前々から行革の一環として、長 らく続いておる事業であっても、効果が上がらないものについては思い切ってカッ トしたほうがいいんじゃないかと、新たな事業を組むということで、予算書でいえ

ば細目を切るぐらいのほう、細目を削ったところで50万、60万というところな んですが、それに係る人件費がかなりを占めておるということもございました。

また、課の統合等につきましては、従前から少人数職場の解消ということはあったんですが、やはり議会事務局、監査、会計と、やはりそれぞれ独立しておりまして、町村であれば、総務課の中へ入れるとかということも可能ではあるんですが、そういった部分で事業を見直していく中で、課の統合も考えていかなければならないと。

やはり人員がかなり減ってきておりますので、そういったことも含めまして検討 していく頃ではないかと。まずは、事業のほうから確認していきたいというふうに 思っております。

- ○三鬼(和)委員 先ほど説明の中では、広域ごみ処理であるとか、おわせSE Aモデルに費やす費用については一切入っていないということでして、将来的にこういったこともしてくるので、完全に選択と集中といいながらでも、インフラ的な市民サービスというのを怠りやんところがあるので、小さな自治体において、職員も大変になろうかと思うんですけど、そこは、今回、議会においてもデジタル化とかIT化による国への陳情、意見書を出そうかということもありますので、そういったのをどう運用して、やっぱり人件費と組織運営費を減らさんことには将来的な運営が厳しくなるのではないか、一つの事業をやるとかやらんのを別にして、尾鷲市全体の運営が底になるのでないかなと思うんですけど、そういった考えについてはいかがですか。
- ○下村副市長 当然、人口減少も、どこの自治体も続いておるということもあり、職員数の減少は、各自治体、今後も続くものと思われると。そうなれば、当然、事業等においても広域化ということも当然考えていかなければならないと。広域化することによって事業の効率化を図っていくということも一つの案だと思っております。
- ○奥田委員 15ページ、財政収支見通しのところをちょっとお伺いしたいんで すけれども。

先ほど仲委員の質問の中で、国勢調査が10月1日にあって、その影響というのが7,000万ぐらい、毎年、今後出てくるということで、かなり大きいですよね、7,000万、これから地方交付税が減ってくるというのは。

それですと、市税のほうも、コロナのこともあるでしょう、もっと減っていくん じゃないかと、基準財政規模からいうと、その分交付税が増えるのかなとかという のもあるんやけれども、その辺の兼ね合いをちょっと教えてほしいのと。

それと、病院との兼ね合いですよ、一般会計と公営企業とは別やという考え、考え方ですけど、でも、財布一つですよね、今、操出金を出しておるわけですから、一般会計から病院へ。

病院、このリニアックにしても、起債の半分、起債用の半分は一般会計から出すなんていうの、その話があったんですか、これは。そういうのを加味、全部加味してつくられているのかということで、ちょっと2点お伺いします。

○岩本財政課長 まず、最初に言われました市税の減少の影響ということなんで すけれども、今回の見通しにおきましては、このコロナの影響でどのぐらい減って くるかというのは計算には入れておりません。

制度的な措置としては、先ほど委員申されましたように、交付税のほうで75% 算入ですので、市税が1億もし仮に減ったとしたら、7,500万円交付税が増え るということが一つと、もう一つは、起債の措置として減収補填債というのがあり ます。

これは特定の税目に限られるんですけれども、ある程度減った分は起債で借り入れて、その借りた分の後年度の償還額に対して75%の交付税バックがあるというような制度も活用をすれば、やっぱり減ることは減るんですけれども、ある程度のカバーは制度的な部分でできるというふうに思っております。

それと、病院との関係なんですけれども、この財政見通しには、電子カルテとか リニアックによる繰出金の増加も含めて、数字の中に入っております。

- ○南委員長 入っておるのね。
- ○奥田委員 分かりました。

税収が落ちても、尾鷲市の場合は交付団体ですから、地方交付税で賄ってもらえるのもあるで、減ることは減るけれども、そんな大きな影響を受けないということですよね。

それと、病院のことも、去年の9月のときは全然違っていたもんだからあれやったけど、今は合わしてもらっているということですけど。

それで、もう一個気になるのが、9ページのところのSEAモデルとか、こういうごみ処理施設のことが入っていないと、あとは給食も入っていないでしょう。これ、学校給食のも入っていませんでしょう。

僕、一般質問でも申し上げたけれども、こういうごみ処理施設、どう考えてもやっぱり15億ぐらいの負担が尾鷲市に出てくるんですよね。起債が12億ぐらいあ

って、一般財源が3億ぐらい出てくるかなと。見通し、僕の見通しですよ。それに 野球場の、代替地の野球場が5億かかるという、それもどれだけかかるのか、2億 かかるか、3億かかるか分からんけれども、その分も出てくるということもあるの で、その辺のことをぜひ早急に、そういうことも加味して入れて財政を考えてほし いなというのがあって。

だから、12ページの市長の報酬を減らしたとか、職員時間外勤務手当を減らしたとか、これはもう僕らは報告を受けておることじゃないですか。これはもうええので、もういいので、これはもう何回も報告を受けておるもんで。

今の今、今の基準から見て、今後どうしていくかというふうな指標をも加味して、 総合的に出してほしいなというふうに思うので、それを今後考えてもらえませんか。 そのほうがよく分かると思うんですね。

○加藤市長 奥田委員おっしゃるとおりでございます。

今回の財政見通しから財政健全化計画を、まず、令和2年から5か年のまず数値がどうなるのか、見通しが、令和2年から令和6年の、これを一応財政の見通しを立てながら、その分について健全化計画をするためにはどうしなきゃならないかということで、要するに改善額というものを一応お示しして、今回、中間報告をさせていただいていると。

当然、生まれることについては、新たな、給食の問題についても12月に一応お 諮り申し上げますけれども、これについてはまだ、財政課長が申し上げております ように、まだ入れていないと。

ただ、令和6年で終わるわけじゃないんですから、7年、8年、9年ということ も見通しをきちんと考えていきながらやっていきたいと。

ただ、今のところ、この5年間大丈夫かというところから財政見通しというのを、まず5年間の計画をつくらせていただきたいと、見通しを含めて計画をつくらせていただきたいということの、今回、中間報告でございますので、当然のことながら、令和7年以降のことも十分、今後の、今、私が考えている事業計画についてを踏まえながら、別途、これに引き続いてやっていかなきゃならないと、そういうふうに認識しておりますので。

○奥田委員 分かりました。市長言われるように、令和6年で終わるわけじゃないんでね、尾鷲市が。ただ、市長の頭の中では、もう一期やられるということで、令和6年まではきちっと財政運営したいということかなと僕なりに理解しておるんですけど。

ただ、やっぱりこの5年、6年の間でも5億、6億ってお金が足らないという状況の中で、今後、広域ごみ処理施設のお金も入っていない、さっき申し上げた僕17億ぐらいかな、それからSEAモデルも入っていない、学校給食のお金も入っていないわけですね。でしょう。だから、そういうこともやっぱりきちっと長期的、中長期的な見通しというのも一度、1回示してほしいなということはあるので、またお願いします。

- ○南委員長 他にございませんか。
- ○楠委員 9ページ、10ページで、奥田委員とちょっと重複するんですけど、 この財政収支見通しで、基本的に改善目標を1億円という数字を設定しているんで すけど、もう一方、仮にこの改善目標の額を2億とか3億に上げたときに、事業に どういう影響が出てくるのかというシミュレーションもしたほうがいいんじゃない かなというふうに思うんですね。

というのは、先ほど言われたように、各種大きな事業が入っていないということを考えると、もう少し現状の事業にどういう影響を与えるのかということも比較したほうが、今先ほど中間報告であるということなので、なおさら比較しやすいのかなというふうに思いますし、当然、都市計画税がありますから、都市施設が当然増えますよね、今言ったように、野球場だとか、ごみ処理場だとか、場合によってはSEAモデルの中に都市施設としてなる可能性もあるかもしれないということを考えたときに、それらも踏まえて考えていくと、改善目標はもう少しちょっとシビアな形で、それこそシーリングじゃないですけど、2割カットぐらいの気持ちの数字を入れ込んだときに、実際の今のやっている事業がどこにどういう影響が出てくるのかということもちょっと参考に、ちょっと調査してもらうといいんじゃないかなというふうに思います。

それは別に答えは要らないです。

次に、13ページ、14ページのところで、先ほど住民対応窓口の縮小ということで小川委員もちょっと発言があったんですけど、なかなか行政の場合、ワンストップというのはなかなか難しいということもあります。

仮に、ある程度改善はできたとしても、どうしても関連する部署に行かなきゃいけないということがあると思うんですよね。役所の場合は、よくたらい回しにされるという言葉が出るんですけど、たらい回しにするというのはいい言葉なんですよ。いろんな仕事を知ってもらう、市民に。市民で毎日役所に来ているわけじゃないですから。いろんなことでいろんな部署に行って、こういう仕事をしているんですよ

と理解してもらうためには、ある一定のところではコンシェルジュみたいな方がいて案内するとか、また、別の担当者と調整するとかということもやることで、あまり縮小だけ考えてしまうと、市民からのクレームが増えそうなので、その辺の改善でもう少し検討してもらったほうがいいのかなというふうに思います。

あと、定年の早期退職なんですけど、これはちょっと聞きたいんですけど、国が 示している65歳の定年を考えて、定年前の15年としているのかどうか、その辺 ちょっと伺います。

- ○岩本財政課長 65歳定年を前提、そうしておるわけではなくて、60歳定年 で15年前の45歳以上がこの制度に乗れるというような考えです。
- ○楠委員 今、各市でも、早期退職というのはちょっとまた見直しもしていると ころ、結構あると思うんですよね。

というのは、定年60とした場合に45歳からスタートできるわけですけど、4 5歳で、国の場合の高級官僚の場合は、それなりのいろんな資格を持っているので どこへ行っても仕事ができるということなんですけど、地方自治体の職員の場合、 なかなかそういう資格を持っていなければ、45歳という働き盛りが定年すること はないと思うんですね。

そのデメリットなりメリットを整理していく必要があるのは当然なんですけど、 この制度を実施していく方向で進めていくというのはいかがなもんかなと、ちょっ と気になるところなんですけど。

○下村副市長 早期退職につきましては、本市の一般職員においても、定年を待 たず退職する職員が増えておるということで、ただ、私も総務におったとき、組合、 職員組合との交渉の中で、医療職の方がやはり早期退職されると現場が混乱すると いうことで、勧奨退職をストップした経緯もあります。

一番のネックが医療職、特に看護師さんなんですが、看護師さんの出入りが激しいということで、看護師不足が生じかねないということがありますので、この早期退職につきましては、一般職だけ、医療職は見ないとかということはできませんので、同じ市職員でありますので、この辺が先ほど、ここへ記載してありますメリット、デメリットの整理というところで検討していかなければならないところであります。

○楠委員 確かに内容的には、専門職の場合、特に看護師関係の医療職については、これはもう尾鷲市に限らず、どこの町、都心部に行っても、退職の回転が早いというのがもう言われているところなんですけど、いずれにしても、公務員という

立場からすると、いわゆる専門性が高い仕事が結構あると、一般の人ではなかなかできないということもあるので、早期退職が一つの問題ではなくて、業務の内容を整理しながら、実施する方向をもう少し、組合折衝になるのか分かりませんけど、もう少しちょっとしっかり考えた上で確定してから進めないと、実施する方向は悪くはないけど、まだ時期尚早みたいな気がしないでもないので。じゃ、やっぱり人材育成の関係を含めてですね。

- ○下村副市長 あくまでも検討項目でございまして、先ほど私が言いましたように、医療職の問題もございますので、この辺についても他の方法で、退職不補充も 結構続いておりますので、その辺で業務の改善というのが大前提になると思ってお ります。
- ○奥田委員 ちょっとだけ、今の件なんですけどね。

僕もちょっとこの早期退職、ちょっと気になったんですよ。というのは、この5年の間に、4年から5年間、5億、6億お金が足らないという状況の中で、確かに、中長期的に見たら、早期退職をやったほうがいいのかもしれないけれども、7ページを見ても、退職手当基金って4,400万しかないやないですか。

実際、お金が足らないという状況の中で、この4年、5年の間に、じゃ、45歳 ぐらいまでの人がどどどどーっと早期退職に手を挙げたらどうするんだと、一気に お金がどーんと出ていくわけじゃないですか。

だから、そういう意味で、ちょっと僕はどうなのかな、今後検討するということなので、その辺のところも当然検討されていると思いますけど。それを加味しての 財政計画しておるんですか。

- ○岩本財政課長 これも総務課のほうを中心に検討してもらうことにはなるんですけれども、一つの方法として、勧奨対策の人数、募集人数をある程度制限する、何人という枠を決めるというようなやり方もあると思いますし、そこら辺で一気に要ると、お金がかかるというようなことをセーブしながらやっていかなければならない場合もあるのかなと思います。
- ○楠委員 最後に。

今、そのお話を聞いて一つ、資料としてもし出せるのであれば、過去10年間の 離職率というんですか、定年前の、そういうものを出してもらったときに、現状が もっと分かりやすいのかなと思いますので、もし出せるのであれば出していただき たいと思います。

○南委員長 要望ということで。

他にございませんか。

○野田委員 15ページの参考の財政収支見通し、ちょっと確認なんですけれど も。

これで、財源不足対策のところの減債基金取崩し上乗せ額というのが、令和2年度では1億で、あと3年、4年がゼロ、ゼロとなっているんですけれども、10ページを見ると、減債基金のところで、令和3年、令和4年で3,500万という数字が取崩し必要額と上がっているんですけれども。

この点の整合性というか、8,000万の取崩しはやめましたよって書いてある んですが、どうなっておるのか、ちょっと意味……。

○岩本財政課長 10ページの減債基金で令和3年度3,500万の取崩しというのは、もう財政見通しの中に既に組み込んでおる数字で、第三セクターの分のそれを返済するための財源として、この3,500万はあらかじめ組んでおります。

15ページのほうがゼロになっておるのは、それ以外、それに上乗せして取り崩す額は、今回は入れていないということになります。

○野田委員 要は……。ということは、令和3年、令和4年に3,500万、3, 500万というのは入れ込み済みって、組み込み済みということやね。

ちょっともう一点ですけれども、15ページの一般財源不足額ということで、CイコールA引くBとなっているんですけれども、これにおいて、今回の不足額はこれだけ、前に比べたら約5億2,500万ぐらい削減されておる形になっているんだけれども、歳入と歳出を見ると、その分は、約5年間では5億2,500万円で1億円が削減されておる、単純に平均すると、1億円が削減されているということやけれども、違うんですかね。

これについては、削減されるけれども、見通しですから、最終的に収支改善目標額はそのままにしてということの判断でよろしいんですか。

- ○岩本財政課長 そのとおりなんですけれども、見通しは見通しで、やっぱり何らかの要因によって今後も変化が生じてくるということもありますし、先ほどから言われておるような、新しい事業の分も発生してくるということもありますので、改善額としてはもう同じように、今後も努力して1億円、毎年1億円というベース以上に削減していくことを目標にしたいというふうに考えております。
- ○野田委員 ありがとうございます。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○三鬼(孝)委員 歳入の確保の件で、企業版のふるさと納税活用、これ、国の

事業指定を受けなければならないと思うんですけど、現在、申請はしているんですか。

- ○下村副市長 現在、申請中でございます。
- ○三鬼(孝)委員 それはいつ頃決定されますか。
- ○下村副市長 今月中には返事をいただけるかどうかというところだと思います。
- ○三鬼(孝)委員 決定したら、議会に示されるわけですね。
- ○下村副市長 報告させていただきます。
- ○三鬼(孝)委員 それと、その他のその他ですけれども、現在、過疎地域の指定を受けた自治体は、財政支援を受けて過疎債を使っておりますね、今現在35億ぐらい、市はあるんですけれども。この法律が新法に変わって、来年度から過疎地域持続的発展支援特別措置法という法律ができるそうですけれども、その辺の情報は課に入っておりますか。
- ○岩本財政課長 申し訳ないですけど、その辺の情報はまだちょっと把握してお りません。
- ○三鬼(孝)委員 県などに問い合わせて……。
- ○南委員長 三鬼孝之委員、挙手、発言を求めてください。
- ○三鬼(孝)委員 その辺は大事なことですから、早急に情報を取って、議会に お示ししていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○加藤市長 過疎債の国からのそういう件につきましては、毎年毎年、減少ぎみでなっているというような話の中で、その経緯とか、要するに三重県とのいろんな調整ですね、これは進めております。ですから、我々としては、過疎債を今までの実績だけじゃなしに、極力取りに行く努力というようなことは進んでやりたいと思っているんですけれども。

今のところは、先ほど委員おっしゃった情報については、まだ財政のほうへ届いておりませんけれども、ただ、過疎債の考え方というのは、低迷、少なく、国のほうはどんどんどんどん少なくなっているけれども、要するにあとは、三重県のほうにあれした分について、いろいろと我々としてもきちんとした理由づけをしながら、過疎債をきちんと取りに行きたいと、そういう考え方で、もう現状動いておりますので。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでしたので、若干私のほうから。

今回、財政見通しということで、9月のほうで新しいのを出していただいたんですけれども、特に委員さんからも発言がございましたけれども、今年は国勢調査の時期ということで、人口問題が交付税のほうへ算定されるんですけれども、当然、基準財政需要額の減った分は75%交付税算入ということなんですけれども、現実として、25%が全体の入の中で下がっていくのが当然でございますので、やはり財政見通しの中でも、当然、リニアックと電子カルテの分は、今回はカウントされているという説明なんですけれども、やはり目前に控えたおわせSEAモデルにしろ、やはりあの野球場の建設についても、幾分か尾鷲市の分も加算されるだろうという想定はされると思いますけれども、次回、また財政見通しを出すときは、全体的なコロナ禍の影響でもいろんなカウントが違ってくるのかなという思いがいたします。

ただ、今の火力がばらしておるということで、多少動きがあるということで、経済が動いておるんですけれども、市民所得のほうに当たっても、尾鷲市は東紀州では250万ぐらいの市民所得で、他市町と比べると30万、20万以上の開きがあるんですけれども、やはりこれから、火力の撤去とともに、幾分かは僕は全体的な経済的な影響が今後加味されると思いますので、そういった意味は、できるだけ想定できることは想定していただいて、新たな次の策定にはもっと厳しい現実に基づいた財政見通しを出していただきたいと要請をしておきますので、お願いいたします。

以上ですね。じゃ、以上で財政課の審査を終わります。

15分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時14分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、総務課より、議案第54号、一般会計補正予算の説明を求めたいと思います。

○竹平総務課長 それでは、総務課です。御説明させていただきます。令和2年 度尾鷲市一般会計補正予算書(第5号)及び予算説明書のうち、総務課の予算につ いて御説明をさせていただきます。

予算書の12ページ、13ページ、まず、歳入でございます。よろしくお願いします。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,051万1,000円のうち、このうち総務課分といたしましては326万7,000円でございます。これは、国が設置する特定個人情報の提供の求め等、いわゆる個人番号カード等に係る情報提供ネットワークシステムにアクセスする自治体中間サーバーの運用保守経費の利用負担金を各市町が負担しているところでございます。

本年度においては、当初予算 6 1 8 万 9,0 0 0 円を計上しておりますが、この 共同化、集約化した自治体中間サーバー、プラットフォームの機器更改に係る経費 の財政措置として、交付金額が決定したことによるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をお願いします。

予算書のページ18、19ページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、情報化推進事業330万円でございます。これは、GIGAスクール構想に伴う児童用のパソコン等、学習環境を整備するため、総務課で管理している尾小、尾中のサーバー機器等の改修として、ネットワーク改修業務委託料313万5,000円と通信回線の確保に要するインターネット使用料16万5,000円を計上するものでございます。財源につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

続きまして、予算書の5ページにお戻りください。5ページをお願いいたします。 債務負担行為でございます。第2表債務負担行為補正、財務会計システム構築業 務委託と財務会計システム利用料の追加2件でございます。現在使用している財務 会計システムは、平成22年から使用しており、5年後の平成28年度に、一度、 機器等の更新を実施しておりますが、来年度、機器の保守期限も切れることから、 新たに財務会計のシステムの更新が必要となっているものでございます。

また、今回の更新につきましては、これまでのサーバー機器等を購入して管理する庁内サーバー方式から、総務省が推奨するクラウド方式を予定しております。財務会計システム構築業務委託は、期間を令和3年度1年間として、1,084万8,000円を限度額としております。財務会計システム利用料としては、令和3年度から令和8年度まで、2,356万6,000円として限度額を定めるものでございます。

なお、更新スケジュールといたしましては、構築が令和3年の9月になる予定と

しております。この現行システムでは、令和3年度の決算、これが令和4年9月に 行われる決算のときまで使用することになりますので、来年度並行して、現行シス テムの利用料としては約206万を余分に要することになっております。

説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 後でも、もしあったら結構でございますので。それじゃ、引き続いて、報告事項のほうをお願いいたします。
- ○竹平総務課長 報告事項といたしまして、現在行っている本庁舎の耐震改修工事について御報告を1点させていただきたいと思います。

正面、今、本庁舎の周りの耐震とかを見ていただいても分かるように、現在進捗しているところでございますが、正面玄関の工事を、この10月1日から12月末までの間、実施することを予定しております。その間、正面玄関を通行ができなくなるということで、来庁される方については大変御不便をおかけするんですが、この守衛室のある西玄関から出入りをしていただけなければならないということになっております。

また、このことにつきましては、広報のほうと、あとワンセグを通じて周知をさせていただきたいと考えております。

あと、なお、以前にも御報告させていただいておりますが、トイレの改修工事、 これにつきましても、今議会を閉会したら、早速改修をさせていただきたいと。あ と、この委員会室ということで予定をさせていただいておりますので、御不便をお かけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○南委員長 説明は以上でございます。 よろしいですか。
- ○奥田委員 1点だけいいですか。

今、御不便をおかけしますということでしたけれども、先日、ある市民の方が、 ちょっと御存じなかったかもしれませんけど、何やっておるんやと、今と言って、 入り口も入れへんしという方がいらっしゃって、いやいや、今耐震補強をやってい ますという話で、そんなんやったらでっかく書いておけという人がおって、いや、 壁に、あそこに書いておるじゃないですかと僕は言うたんですけどね。ほんで、御 存じなかったんですかって申し上げたんやけれども。

知らない方もいらっしゃるので、ほいで、出入りができないときもあるやないですか。だから、丁寧に、市民の方に御不便をおかけしますけれどもって、もうちょっと掲示をしてやってもらえるとありがたいなと思うんですけど。すみません。

- ○竹平総務課長 委員の御指摘のとおり、その辺につきましては、やはり御不便 をおかけしますので、前に看板と誘導できるような形で、何とか対応させていただ きたいというふうに考えております。
- ○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、総務課の審査を終わります。ありがとうござい ました。

引き続いて、政策調整課やね。政策調整課。

休憩します。

(休憩 午前11時21分)

(再開 午前11時23分)

○南委員長 それでは、再開をいたします。

続いて、政策調整課、まず、議案53号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号、尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制 定についてを御説明いたします。

議案書の2ページ、3ページを御覧ください。

通知させていただきます。

この、移住体験住宅は、本市における移住定住施策の一環として、平成28年度から、地方創生加速化交付金及び地方創生推進交付金を活用し、大手前大学によるセルフリノベーション形式で古民家を整備し、移住体験住宅として活用してまいりました。

後に、所有者から寄贈の申出があり、令和元年度に関連予算を計上させていただき、本年3月末に登記が完了したことから、本条例を制定するものでございます。

なお、これまでに5組、6名が本移住体験住宅を利用され、そのうち、4組4名 が尾鷲市に移住されております。 ここで、条例案について御説明いたします。

まず、第1条、趣旨、この条例は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、 尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。 設置及び目的が第2条に記載がございます。

本市への移住定住促進を図ることを目的に、一定期間、移住希望者が本市での生活体験や地域住民等との交流することができる施設として、住宅を設置するものでございます。

第3条には、名称として、九鬼移住体験住宅みやか、第4条として、使用の許可におきましては、要件といたしまして、1、使用許可申請時において、市外に住所を有している者、2、市への移住を検討している者を対象に使用の許可を出すこととしております。

飛びまして、第7条、使用の期間としましては、住宅の使用期間は1か月以上、 3か月以内とする。

第8条に、使用料は1か月2万円とする。

また、第9条には、使用料の減免の規定を設けてございます。

また、第11条には、使用者の義務として、また、第12条には、損害賠償の規 定を規定させていただいております。

この条例は令和2年10月1日から施行するものとさせていただきたいと思っております。

以上が、議案第53号、尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の説明 とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいた します。

- ○南委員長 ありがとうございました。
  - 質疑、御意見のある方。
- ○三鬼(和)委員 改めて市の所有になったということと、我々もずっと早い機会に、那智勝浦町か何かの山の中の休校を利用したこういう体験住宅を行政がやっておったんですけど、管理は委託しておったようにその当時も思うんですけど、今回、条例をつくって本格的にやるとなって、した場合、管理はどこ、行政が直接やられるんですか、どうするんですか。
- ○三鬼政策調整課長 移住体験住宅、市の所有物ですので、市の責任において管理するものでございますが、使用に関しましては、おわせ暮らしサポートセンターのスタッフの協力も含め、連携してやっていきたいというふうに思っております。

- ○三鬼(和)委員 連携、行っていくということなので、多分に窓口としては向 こうへ問合せとかされる方が多いのではないかなとは思うんですけど、そういった ときには、行政とか、費用発生、連携してやっていく中での費用の発生とか、そう いうことは考えておるんですか、どうなんですか。
- ○三鬼政策調整課長 この住宅につきましては、窓口は市でさせていただきまして、市の所有物件を利用いただきますので、きちっと条例に基づいた説明をまずこちらでさせていただくのが基本でございます。

その他、使用がない期間も含めて、活用については、おわせ暮らしサポートセンターも含めて連携して行いますが、それについて、今のところ費用の発生は考慮してございません。

- ○濵中委員 12条、13条あたりに、事故があるときの辺りが書かれているのかなと思うんですけれども、災害発生時に対する条項なんていうのは準備されんでよろしいのかなと思ったんですけれども、それも全てこの13条の事故という辺りで考えればいいのか、そんな辺りのちょっと考え方を御説明いただけますか。
- ○三鬼政策調整課長 やはり移住体験住宅を御利用される方には、まず、地区の方に、区長さんを通じて、こういう方が利用されますということを前もって御案内し、いろんな情報を共有した上で、市のほうから丁寧に説明させていただくことからスタートしますので、そういう面で、災害等につきましても、避難経路とか、そういうことも含めて、伝えることには努めていきたいと思っております。
- ○南委員長 よろしいですか。
- ○仲委員 移住体験住宅の条例の設置の目的は、本市への移住定住促進を図ることを目的と。その中で、地域住民との交流をすることができる施設ということでございますので、先ほど説明で、窓口は市がもうきちっと行うと。条例の説明等を行うということで、それはいいんですけど、目的の意味からして、サポートセンターとの連携という意味では、せっかく条例設置をして、どういうふうに使われるかというのが今後の目標だと思うんですわ。

それで、例えば、市外へのPRとか、いろいろな活用の中で、発展させる中で、 移住定住が促進されるという方向性をサポートセンターが担うのか、尾鷲市が全面 に出すか、そこら辺を、きっちりと役割分担をやっぱり決める必要があるのではな いかと思うんですけど、どうでしょうか。

○三鬼政策調整課長 後ほどでも説明させていただきますが、地域おこし協力隊 で、やはり移住定住を進めていくキーとしているのが尾鷲市の特徴でございますし、 やはり地域おこし協力隊が、このような形で3年間務められた方がおわせ暮らしサポートセンターの主力となっている現状がございますので、その点につきましては、あくまでも市が責任を持ってすることはもちろんでございますが、やはりおわせ暮らしサポートセンターの情報発信力、いわゆる、関係人口づくりにもつながりますが、やはり、県外も含めて、いろんな方にこういう暮らし方があるということを知っていただきながら、やはり尾鷲市への関心を持ってもらい、移住体験住宅での体験を通じて移住につながるように、おわせ暮らしサポートセンターの役割も含めて、努めていきたいと思っています。

- ○奥田委員 ちょっと参考のため、ちなみに教えてほしいんですけれども、この 九鬼のみやか、築何年なんですか。
- ○南委員長 結構古いな。
- ○三鬼政策調整課長 築は相当、50年以上はたっているものではございますけれども、いわゆる先ほど28年度に、10分の10の地域創生の加速化交付金を活用しまして、大手前大学の学生さんを中心にセルフリノベーションという形でいわゆる改装をさせていただいておる物件でございます。

ですので、基本的には、もともとその前の古民家としても非常にいい状態で残されているので、今後の使用が可能ということの判断を受けて、そういうことに努めておりますので、それも含めまして、今の使用状態はよい状態でございます。

○奥田委員 私はこの政策については異議を唱えるつもりは全くないんですけど、 これが移住につながればいいと思うんですけど、ちょっと確認なんですけど、8畳 で使用料は1か月2万ということは、入らないときもあるので、全部1年間入って くれたら24万になるということなのかな。

それとさっき、三鬼和昭委員が質問したとき、費用の発生を考慮していないというような話がございましたけれども、当然、改装もしているといっても、築50年以上たっておったら、当然、維持管理費は出てきますよね。

その辺のところというのは、全然、加味は、どの程度見ておるのか。

○三鬼政策調整課長 本住宅に関する費用としましては、基本的に年間維持費としましては、いわゆるガスや灯油、電気、水道で、少額の住宅修繕とか清掃手数料、また、WiFiが必要ですので、ZTVの加入料も含めて、令和2年度で44万4,000円ほどの予算を計上させていただいております。

これは地方創生交付金を活用して、2分の1の補助を受けながら運営しているという実績がございますので、これをベースに、今おっしゃられたところも含めて、

管理運営費に充てているのが現状でございます。

○奥田委員 とやかく言うつもりはないですけど、ただ、いろいろ保守的に見てくださいね。いろいろこの財政難の状況だもので、やることはやることでいいんですけど。

当然、最大でも24万しか入ってこないのに、44万4,000円かかるという ことなので、今の段階でももう20万、赤ですよね。今、交付金が出るかもしれな いけれども、そんなに続かないでしょう。

だから、そういうこともあるし、また、どこか雨漏りしたとか、絶対いろんなこと出てくるじゃないですか。修繕費は当然出てくると思うし、その辺のところをシビアに見ながらやってくださいね。それだけ要望しておきます。

- ○南委員長 課長、何年たっておった。
- ○三鬼政策調整課長 100年以上でした、すみません。
- ○南委員長 100年、そうやと思うよ。
- ○三鬼政策調整課長 それから、あと、管理におきましても、そういうふうに努めていきたいと思います。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○野田委員 先ほど濵中委員のちょっと質問に関連するんですけれども、損害賠償、事故免責ということで、災害時というか地震とか、建物が倒壊とかした場合に、すみません、あまり分からないもので、その本人にけが等が生じたりとか、何やかやあった場合は、これはどのような形になるのでしょう。ちょっとマイナス思考じゃないんですけれども、ちょっとそういうことはどうなるのかなと思いましたもので。
- ○三鬼政策調整課長 第13条の事故免責にありますように、住宅または住宅周辺で発生した事故に対して、市町村の責任を負わないものを基本とさせていただいております。

ですので、その方が自己の保険に入っている、自分自身の保険に入っていることが前提になります。

- ○野田委員 ありがとうございます。
- ○南委員長 それでは、第54号の説明をお願いいたします。
- ○三鬼政策調整課長 次に、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算 (第5号)の議決についてのうち、当課に係る分につきまして御説明いたします。 最初に、債務負担行為補正についてでございます。

補正予算書の5ページを御覧ください。

通知させていただきます。

債務負担行為補正の当課に係る分といたしましては、第7次尾鷲市総合計画策定 支援業務委託、令和3年度限度額を718万3,000円から677万円に変更す るもので、委託契約金額決定による減額でございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

通知させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金 のうち、3億8,402万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金の増額でございます。

下から2段目に移りまして、15款県支出金、3項委託費、1目総務費委託金、 1節統計調査費委託金17万1,000円増額は、国勢調査臨時追加交付金で、国 勢調査実施における新型コロナウイルス感染症対応のための費用としての増額でご ざいます。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の18ページ、19ページを御覧ください。

通知いたします。

2 款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料41万5,000円の 減額は、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料において、委託契約金額決定に よる減額でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

次のページの下段を御覧ください。

5項統計調査費、2目指定統計調査費、指定統計調査事業17万1,000円の増額は、1節で報償費12万4,000円の増額及び13節使用料及び賃借料で4万7,000円の増額は、いずれも本年10月1日の国勢調査実施における新型コロナウイルス感染症対応のための費用を増額するものでございます。

以上で令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

- ○南委員長 御質疑のある方。
- ○濵中委員 最後に説明いただきました国勢調査のコロナ対策、具体的に少し御 説明をいただければと思います。

○三鬼政策調整課長 本年10月1日に、5年に1度の国勢調査が実施されますが、本年は新型コロナウイルス感染症の蔓延期に当たることもございまして、例年と違って、いわゆる調査員が各家庭を御訪問するときには、コロナ対応の対策を努めることが定められております。

当初の予算ではこの辺の費用が見込まれていなかったことから、やはり訪問する に当たって、マスクであるとか、消毒のものを各調査員さんに支給するという旨で、 調査員さんへの報酬を増額することが仮定されております。

もう一点、いわゆる施設借上料等については、説明会におきましても、密を避ける意味から、いわゆる分散する費用が要るだろうということで、そういうことで追加の交付金が設定されたというふうに聞いております。

- ○濵中委員 最近は、本当にこのコロナ対策に関して、結構ワンセグで細かく御説明いただいたり、情報をいただいたりということは、ふだんから聞かせてもらっているんですけれども、やはりこういった国税調査のように、ふだんにはない動きがあるときの、こういった対策していますよと言えば、いまだに神経を使われる方、まだ多くいらっしゃると思いますので、こういった対策を講じて回らせてもらいますということもきちんと広報していただけるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○三鬼(和)委員 今、濵中委員とよく似たところなんやけど、もう一点は、コロナ禍の中も含めて、詐欺もどきの電話とか、そういった訪問とかもなきにしもあらずというのか、なので、きちっと市の国勢調査をやられておるという、服装であるとか、対応については、よりこれまで以上にちょっと力を入れるとか、きちっとしなくちゃいけないのじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどう考えておられるんですか。
- ○三鬼政策調整課長 調査員には、調査員証というきちっとした身分証明書を携行した上で対応するようにしておりますし、今回はいわゆる非接触、直接、調査員の方が、できる限り調査対象と会わない形で、例えばインターホン越しにお声をかけてポストに入れさせていただいて、回収は、いわゆる郵便で回収するか、ホームページで、インターネットで回答するなど、できる限りいわゆる新型コロナウイルスの感染症対策に配慮したことが決められております。

そんな中、今、委員言われたようないわゆる詐欺とか、そういう違法な調査等には、やはり情報をいただくことも含めて、調査員に対しては、きちっとした形で信頼できる調査体制を取っていただくようにお願いしております。

- ○三鬼(和)委員 あわせて、そういう対策を強化すればするほど、回収率がまた下がるというのか、上がらないということも、えてして、反比例であるのではないかなと思いますので、これは5年に1回やったのか、こういったことで、これによって市の体制もまたいろいろと違ってくるというのもあるので、回収率も落ちないというのか、そういったこと含めて、特に高齢者であるとか、コロナ禍でも心配しながらの対応というのは二重、三重にあろうかと思いますので、その辺、万全を期して取り組んでいただきたいなと思います。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○奥田委員 12、13ページのところの地方創生臨時交付金3億8,402万3, 000円の件なんですけど、以前、政策調整課から、その使途というか、説明して いただきましたけれども、今回、新たな説明というのはないんですかね。前回どお りということでよろしいんですか。
- ○三鬼政策調整課長 今回、追加で計上させていただきましたものは、以前に、 臨時会で説明させていただいた項目においては、全て、特に変更はございませんの で、ですけど、そのときにお示しした数値より金額が増額されているところにおき ましては、担当課において詳細を説明させていただくことを基本とさせていただき たいと思います。

ですので、交付金の対象となる事業に関しては、全て先日内示をいただきまして、 今、申請を行っている段階ですし、事業については変更はございませんので、今回 の説明からは省かせていただきたいと思っております。

- ○奥田委員 そうすると。福祉センターの部分の8,000万だったのが、今回、 1億になったのは……。
- ○南委員長 福祉のほうで。
- ○奥田委員 福祉のほうで説明してもらえるということでよろしいですかね。 分かりました。
- ○南委員長 よろしいですか。

それと、懸案の尾鷲SEAの事業のゾーニングの発表は、10月初旬にできますか、予定として。それだけ確認をして。

- ○三鬼政策調整課長 市長も9月末の時点のことを報告させていただきたいと思いますので、できましたら10月初旬に開いていただければと考えています。
- ○南委員長 分かりました。ありがとうございました。報告事項、1件、お願いします。

○三鬼政策調整課長 すみません、お急ぎのところ、委員会資料、1ページを基 に、地域おこし協力隊の着任について御報告だけさせていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

尾鷲市では、総務省の制度である地域おこし協力隊制度を活用して、人口減少や 高齢化の進行が著しい本市に、地域外の人材を積極的に確保し、その定住定着を図 り、地域力の維持強化を図るため、現在9名の隊員が活動しております。

令和2年度においても、退任された協力隊の補充といたしまして、新規の地域お こし協力隊を考えてございます。

その中で、全国に尾鷲暮らしの魅力を多様なツールで発信する活動、新たな地方移住希望者の開拓や将来的に移住につなげていくためのプロモーション活動をミッションとする定住移住地域おこし協力隊を1名、また、ふるさと納税の拡大と、それをきっかけとした関係人口の構築や、様々なアイデアによる地域活性化の仕組みづくりの企画、特産品、自然環境、おわせ人など、新たな地域資源、魅力を発掘し、それをミッションとする関係人口づくり地域おこし協力隊1名を募集し、採用を決定いたしましたので、10月から着任をいたしますので、御報告させていただきます。

また、10月の初めには着任式がございますので、また、詳しく報道させていた だきたいと思っております。

それと、もう一点、おわせ暮らしサポートセンターの話が先ほど出ましたが、三重県が行っているワーケーション受入体制のモデル事業というものの募集がございまして、おわせ暮らしサポートセンターがそれに応募した結果、いわゆる三重県ワーケーション受入モデル事業に採択をされまして、事業費99万8,837円の事業を引き受けることが決まりましたので、併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

- ○南委員長 ただいまの報告について、よろしいですか。
- ○小川委員 先ほどワーケーションの話出たものですから、ワーケーションで、 WiFiとかの整備というのは、どのようになっておられるんですか。
- ○三鬼政策調整課長 もちろんワーケーションにおきましては、やはりWiFi 環境は必須でございますので、それも含めて、いわゆるこの事業費の中に含まれた り、新たな整備するのに補助金があったりしますので、それを積極的に活用してい きたいと思っております。
- ○小川委員 そのワーケーションなんですけど、個人というか民泊とか、そうい

うのでも、WiFiの設備のないところというの、民宿とか、そういうのも整備されるわけなんですか。

○三鬼政策調整課長 そういう民泊にも手続は必要でございますし、その中で、 初期投資としてWiFi環境の設定は必須でございますので、それも含めて、そう いう宿泊施設の整備には、それが必要でございますので、それも含めた初期導入費 用が必要な状態でございます。

ですので、それを含めて、今後、おわせ暮らしサポートセンターも含めて、そう いう展開をしていきたいと思っております。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、政策調整のほうを終わります。

ありがとうございました。

午前中まで、あと、会計課と防災危機までいきたいと思いますので、正午をまた ぐかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会計課の第54号の付託議案の説明を求めます。

○平山会計課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてのうち、歳入のみでありますが、会計課に係る分を御説明させていただき ます。

資料のほうはございませんので、補正予算書14、15ページのほうを御覧ください。

下から二つ目の表になりますけれども、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。

補正前の額1,000円、今回の補正額を1億9,244万円とし、計1億9,2 44万1,000円とするものであります。

これは、前年度の繰越金でございます。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、それでは、報告事項の金融機関の一部変更についてをお願いいたします。

○平山会計課長 それでは、1件報告事項のほうがございますので、御説明させていただきます。

お配り、資料のほうを御覧ください。

今回、尾鷲市収納代理金融機関に一部指定変更がございますので、御報告させていただきます。

本年11月13日をもちまして、東海労働金庫の尾鷲支店さんのほうが営業終了しまして、11月16日より、同金庫の熊野支店に統合されることに伴いまして、収納代理機関である東海労働金庫の取りまとめ店を尾鷲支店から、熊野支店に指定変更を行います。

この取りまとめ店の指定変更について、指定金融機関である第三銀行さんに意見 聴取を行った結果、異議はない旨をいただいておりますので、引き続き、東海労働 金庫さんのほうを指定していきたいと考えております。

なお、指定期間につきましては変更はございません。 令和3年6月30日までとなっております。

変更する内容につきましては、下記の表のとおりで、参考に、下に現在市が指定する収納代理金融機関さんの名称を記載しております。

最後に、一番下のほうに記載させていただいておりますその他関連事項でございますけれども、尾鷲市水道事業におきましては、東海労働金庫を尾鷲市水道事業収納取扱金融機関として指定しております。こちらにつきましても、市の収納代理金融機関と同様に、継続して指定していくという旨の連絡を受けておりますので、併せて御報告のほうさせていただきます。

報告事項については以上でございます。

○南委員長 報告は以上ですが、これについて何かございませんか、御質疑。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、会計課の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて、防災危機管理室だけ。

それでは、防災危機管理室、議案第54号の説明を求めます。

○神保防災危機管理課長 それでは、議案第54号、令和2年尾鷲市一般会計補 正予算の議決についてのうち、防災危機管理課に係る分について御説明いたします。 予算説明書20、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費の財源内訳につきまして、新型コロ

ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次交付限度額配分により、一般財源から国庫支出金へ財源更正するものでございます。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

よろしいですね、財源更正ということで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ありがとうございました。

午前中の審査は終わります。

午後は1時15分から行います。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時11分)

○南委員長 少し早いようですけど、全員お集まりのようなので、行政常任委員 会を続行いたします。

次に、市民サービス課から3本の議案が上がっていますけれども、まず最初に、 54号の補正予算の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてにつきまして、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書(第5号)及び予算 説明書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額3億9, 453万4,000円を追加し、22億8,264万6,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,051万1,000円のうち、海外渡航者に対するマイナンバー管理の効率化を図る目的で、今年度実施しようとする住民総合システム並びに戸籍システム改修に対する補助金分724万4,000円の追加でございます。補助率は100%でございます。

続きまして、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金は、補正額27万 2,000円を追加し、3,762万5,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、1節総務管理費委託金の人権啓発

活動事業委託金10万1,000円の増加でございます。今年度委託金の割当額変 更に伴う補正増でございます。

続きまして、歳出でございます。

予算書の18ページ、19ページを御覧ください。

2 款総務費、1項総務管理費、11目人権啓発推進費は、補正額12万3,00 0円を減額し、82万9,000円とするものでございます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

本年度実施予定としておりました人権講演会につきましては、コロナ禍の中での開催につき、関係各所と協議を重ね、実施困難との結論に至りました。しかしながら、本事業は県から委託を受けた受託事業であるため、県との協議により、ZTVでの人権啓発広告、街頭啓発活動に変更することとし、必要な経費及び不要となった経費の増減額を予算計上いたしました。

続きまして、予算書にお戻りいただき、20ページ、21ページを御覧ください。 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額724万6,00 0円を追加し、6,785万5,000円とするものでございます。これは、今年度 国より示されました、住所を海外に移された後、再度国内に住所を移される方のマイナンバー管理の効率化を図るための住民基本台帳システムと戸籍システムの連携 に係るシステム改修委託料でございます。

議案第54号についての説明は以上でございます。

○南委員長 補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第55号と第56号の国 保と後期高齢のほうの説明を求めます。
- ○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第55号、56号を併せて説明させていただきます。

まず、議案第55号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決についてにつきまして、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の35ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,531万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ23億7,179万8,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。 42ページ、43ページを御覧ください。

歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般国民健 康保険税及び2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険災害等臨時特例 補助金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

今回の一般国民健康保険税に係る補正及び国庫補助金歳入補正の2件に関しましては、それぞれ関連しておりますので、続けて説明させていただきたいと思います。 まず、補正予算書42ページ、43ページの最上段を御覧ください。

1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分68万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分24万5,000円、3節介護納付金分現年課税分15万3,000円、合計107万8,000円は、新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税の減免に伴う現年度国民健康保険税税収の減額補正であります。

次に、同じページの上から2段目の表を御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目1節国民健康保険災害等臨時特例補助金 64万5,000円は、先ほど述べました国民健康保険税の減免に伴って生じる現 年度の国民健康保険税収の減少に対する財政支援としての国からの補助金による歳 入増であります。

ここで、それぞれの補正額の積算内訳の概要につきまして、資料を使いまして、 古戸課長補佐より説明いたさせます。

○古戸税務課長補佐兼係長 それでは、税務課委員会資料17ページを御覧くだ さい。

国民健康保険事業特別会計補正予算について、税務課分につきまして説明いたします。

国への災害等臨時特例補助金の第1回目の提出期限であります7月27日において減免の申請のあった資料1段目の3件及びその時点で名前等を名のって問合せのあった資料2段目の2件を合わせた資料3段目の計5件、減免対象期間は令和元年度2月分、3月分及び令和2年度分ですので、減免合計額は、⑫の118万6,50円となります。このうち、令和2年度分に係る資料4段目の左側、医療分68万円、後期分24万5,000円、介護分15万3,000円については、歳入の保

険税額をそれぞれ減額しております。

また、令和2年度減免額の10分の6が補助金の対象となっておりますので、資料4段目右側、国民健康保険災害等臨時特例補助金は64万5,000円です。また、残り10分の4についても特別調整交付金の交付対象となっております。

また、令和元年度分につきましては、後ほど税務課長より説明いたしますが、納期が終わっていることから、資料5段目、償還金として11万円を還付するため既存の予算に増額いたします。この償還金についても、特別調整交付金の交付対象です。

これらの金額については、今後のコロナウイルスの影響によっては増額をせざるを得ない状況が十分に予想されます。現にこのページにないほかの世帯からの減免の申請が1件ございました。国に対する補助金の変更申請は可能となっておりますので、さらなる補正にて対応したいと考えております。

以上です。

- ○仲税務課長 次の3款県支出金からの説明を、市民サービス課にお戻しします。
- ○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、42ページ、43ページを 御覧ください。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額826万7,000円を追加し、17億4,053万2,000円とするものでございます。特別交付金として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免、ただいま税務課より説明のありましたものです、に対するものとして54万円、結核・精神の医療費に対するものとして、特別調整交付金772万7,000円の増加を見込んでおります。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、補正額3,747万8,000円を追加し、3,747万9,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。主に結核・精神の医療費に係る特別調整交付金の新規申請などによる特別交付金の増加及び普通交付金の過大交付によるものでございます。

なお、普通交付金の過大交付分1,159万7,000円につきましては、今年度 中に県に返還するもので、歳出の8款諸支出金に計上しております。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、補正額165万円を追加 し、690万9,000円とするものでございます。歳入のさらなる増加を検討し た結果、昨年度に引き続き、結核・精神の医療費に対する特別調整交付金を申請するための申請支援業務委託料でございます。この申請を行うことにより歳出額を上回る特別交付金が見込めることから、予算計上したものでございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金は、補正額3,023万2,000円を追加し、3,093万2,000円とするものでございます。歳入歳出の差額分3,023万2,000円を積み立てるものでございます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が3,023万2,000円となり、国保財政調整基金の令和2年度末残高は1億2,311万6,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、44ページ、45ページを御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金は、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 44、45ページの一番下の表を御覧ください。

22節償還金、利子及び割引料の一般被保険者保険税還付金11万円は、新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税の減免対象が令和元年度保険税も対象としていることから、既に納められている令和元年度分の保険税に対する減免分を償還金にて支出するものであります。

歳出の内訳につきましては、先ほど古戸補佐のほうから説明させていただきました税務課資料17ページに記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

説明を市民サービス課に戻します。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3目保険給付費等交付金償還金は、補正額1,191万9,000円を追加するものでございます。前年度に県より交付のあった保険給付費に対する普通交付金の前年度精算金1,159万7,000円の追加及び特定健診等負担金等の特別交付金の前年度精算金32万2,000円の追加でございます。

次ページを御覧ください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額140万1,000円を追加し、1 40万2,000円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第55号についての説明は以上でございます。

続きまして……。

- ○南委員長 併せてお願いします。
- ○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第56号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてにつきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の49ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,895万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。 56ページ、57ページを御覧ください。

歳入でございます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額460万3,000円を追加し、460万4,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2款広域連合負担金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 18節最下段、保険料等負担金435万5,000円につきましては、令和元年度分の後期高齢者医療保険料の令和2年5月31日の出納閉鎖期間中の収入、つまり令和2年4月、5月分の徴収額が出納閉鎖後に確定したため、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金について、本年度支出として補正計上するものであります。

以上です。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額24万8,000円を追加し、24万9,000円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第56号についての説明は以上でございます。

- ○南委員長 説明は以上でございます。
  - 御質疑のある方、御発言を願います。
- ○小川委員 今、国保税の減免の話をしていただいたんですけれども、国税の猶 予とかありますけれども、そちらのほうはまだ始まっていないのかどうか、それは

どうなのか、ちょっと教えてください。

- ○仲税務課長 市税の猶予というのはもう既に始まっておりまして、国保税のほうも、要件がそろえば同じように徴収猶予の対象になろうかと思います。
- ○小川委員 確認なんですけど、今払っているやつの猶予期間というのは、1年 ぐらい猶予ということですか。
- ○仲税務課長 おっしゃられるとおり、納期の到来したものから1年間猶予されるという制度でございます。
- ○小川委員 今、経済的に落ち込んでいるところも結構あると思うんですけど、 これからどんどんそういう申請が来ると思うんですけど、今のところ来ていないみ たいなんですけど、見込みというのはありますか。
- ○南委員長 税務のことは、また税務側が次に控えておりますので、できたらそのときに問うていただければ一番いいんじゃないのかなということで、その説明もあるんでしょう、そこら辺の説明も。
- ○仲税務課長 ほかの市税の。
- ○南委員長 そのときでお願いします。えらいすみません。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 ないようですので、市民サービス課、その他の報告を求めます。
- ○宇利市民サービス課長 それでは、その他といたしまして、2点ほど御報告させていただきます。

まず、1点目といたしましては、尾鷲市特別定額給付金事業の実施結果の御報告 でございます。

委員会資料の3ページを御覧ください。

尾鷲市特別定額給付金事業につきましては、本年5月12日からオンライン申請の受付を、5月25日から郵送申請の受付を開始し、8月25日郵送分にて申請受付を終了いたしました。最終的な支給対象件数は9,309世帯、1万7,410人でございます。支給実績といたしましては、9,285世帯、1万7,385人の方に17億3,850万円を支給し、支給率は、世帯で99.7%、人数で99.9%でございました。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療 の傷病手当金についての御報告を申し上げます。

傷病手当金につきましては、その適用期間を、国からの財政支援がある令和2年

1月1日から同年、本年の9月30日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間としておりましたが、8月17日付の厚生労働省からの通知において、令和2年10月1日から同年12月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とすることが示されたため、傷病手当金の適用期間の周期につきましても同様に、当初の令和2年9月30日から令和2年12月31日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行うことといたしました。

また、三重県後期高齢者医療広域連合においても同様の規則改正が行われますので、後期高齢者医療保険の被保険者も同様に延長される見込みでございます。

報告は以上でございます。

- ○南委員長 ただいまの報告案件について御質疑のある方は御発言を願います。
- ○奥田委員 資料3なんですけど、支給率が99.9%、すごいですね、これ。ほぼ100%なんですけど、ただ、辞退が3人で未申請が22人、この22人がちょっと気になるんですけど、99.9ですごいと思うんやけど、どんな人が申請しなかったんですか、22人。連絡が取れなかったんですか。取れない人もおるのかな。
- ○世古市民サービス課長補佐兼係長 それでは、未申請の方22件の内訳につき まして御説明いたします。

まず、申請に至らなかった方々のうち、実は15名の方々がお独り暮らしの方で、 お亡くなりになった方々です。

今回の給付金につきましては、住民票の世帯を単位として支給対象となっておりまして、お独り暮らしの方がお亡くなりになりますと、申請を継承できる方がいないということで、支給できない制度となっておりました。そういう方々が実は15名いらっしゃいました。

次に、4名の方々が、所在や連絡先が確認できなかった方です。民生委員さんの 方々などを通じて御家族等に御連絡いただいたり、現地のほうも我々、確認にも向 かったんですけれども、最終日まで所在連絡先が分からず、相手方からも連絡がな かった方が4名でございます。

残り2名の方が外国人の方で、住民票を残したまま御帰国されていたことが確認 された方が2名おります。

最後、お一人の方が市内在住の方なんですが、案内通知をお送りしたり、現地のほうにお伺いしたり、また、御家族から申請の依頼もお願いしておったんですけれども、最終日まで申請書類を御提出いただけなかった方、そうした方が1名ござい

ました。

以上が内訳でございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、市民サービス課の審査を終了させていただきます。ありがとうございました。

続いて、税務課、お願いします。

それでは、税務課の付託議案の説明を求めます。

○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてのうち、税務課に係る部分について補正予算書並びに委員会資料にて御説 明いたします。

補正予算書21ページ、上から2段目の表を御覧いただきたいと思います。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、22節償還金、利子及び割引料、細節市税過年度分還付及び還付加算金766万円につきましては、所有者からの修正申告による税額更正に伴う固定資産税5年度分の還付金及び還付加算金であります。 委員会資料の16ページを御覧ください。

今回、還付の対象となる固定資産税について概要を説明させていただきます。

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、県の登録を受けたサービス付高齢者向け住宅に関しましては、その建物が新築された翌年度から5年間、固定資産税の3分の2が減額される制度となっております。今回の事案は、平成25年の新築の際に、所有者の方から、減額の要件であるサービス付高齢者向け住宅に該当する施設である旨の申告がなされなかったことから、平成26年度の当初課税から平成30年度までの5年間、軽減がなされないまま通常の課税を行ってきたケースであります。

今年度に入って、所有者様の事情によって修正申告が提出されたため、平成26年度から5年度分の固定資産税について税額更正し、それに伴って生じる還付金及び還付加算金を加えた分を今回補正計上するもので、予算減額が800万円に対し、今回の所要額766万円を加え、補正後予算額を1,566万円とするものであります。

なお、5年間それぞれの年度の還付金及び還付加算金の合計額は、御覧の表のと おりであります。 以上であります。

- ○南委員長 説明は以上でございます。御質疑のある方、御発言を願います。
- ○小川委員 5年分というのは決まっているんですか、遡るのは。
- ○仲税務課長 地方税法で、今から5年間という、現在から5年前までというのがありまして、あと、それ以降が市の要綱、尾鷲市固定資産税等過誤納付金返還金支払い要綱というのがございまして、5年にさらに5年間について、経過分についても更正及び還付をするというものがございまして、それで、最初の平成26年度の分も合わせて、要するに、今回の該当する施設の本来減額される部分全てが、それを利用することによって該当して、結果として、新築後5年間分を還付するものであります。
- ○小川委員 新築後5年分だけで、あとはもうなしということなんですか。これ、 1件分ですか、件数は。
- ○仲税務課長 今回のケースは、1件の施設の分でございます。5年間でございます。
- ○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- ○三鬼(孝)委員 26年度に190万5,000円課税するんやけれども、この 当時に150の減免措置があるというのは、担当課で把握していなかったの。
- ○仲税務課長 実は登記上、通常の老人ホームと、サ高住、いわゆるサービス付 高齢者向け住宅との区別がつかないということで、当時、認可を行う県からの連絡 等も受けるすべがなかったこともありまして、そんな中で確認ができなかったのは 確かでございます。

あくまで当時の減額の要件といたしましては、所有者からの申告優先ということ でありまして、分からなかったということです。

- ○三鬼(孝)委員 所有者の申告は、それは所有者がサ高住で減免は知らなかったということでこうなっているんやけれども、本来ならば税務課のほうで、サ高住は減免対象になりますよというのを指導するのが本来じゃないですか。
- ○仲税務課長 平成27年度から制度が若干変わりまして、わがまち特例といったものを利用して、市自ら減額割合を設定するようになりました。それ以降、要するに28年度以降は、新築があった際には、市から当然現場も確認に行きますし、そういった方に対しての通知、問合せといったこともするようにしておるんですが、

いかんせん今回のケースは、サ高住の一番初めのケースということで、申請がなかったことによって、ちょっとそこ以降、減額ができなかったということになっております。

- ○三鬼(孝)委員 今の課長さんはなったばっかりやけど、当時の課長さんはそ ういうことはまだ認識なかったのかな。その辺のところは、何かチェックとか、い ろいろと打合せしていなかったのかな。
- ○仲税務課長 それ以降の同様のケースにつきましてはしっかりとやらせていた だいておりまして、このケースも、所有者さん本人も、あるきっかけでやっと気づ かれたという部分もありまして、もう全くのこれは……。
- ○古戸税務課長補佐兼係長 市として、所有者さんには、老人ホームですかということの問合せはしておりまして、それによる土地に対する減額措置は当時から行っておりました。建物に関して、老人ホームとして普通に課税をかけたことからこのようなことになってしまったということで、一応、市からも相手さんにもちゃんと話合いは持たれたと思われます。
- ○三鬼(孝)委員 当時は、土地は減免対象になるということは分かっておって、 建物はその中に税務課税の中で、条例の中でそういうの、はっていなかったのかな。 それを見逃したということ、建物を。
- ○南委員長 土地と建物と一体やのにね。
- ○古戸税務課長補佐兼係長 相手から、老人ホームとして登記もなされて、それによる課税の確認を取り、相手さんもサ高住は割引があるということを向こうも知らなかったということもあって、市のほうは一般老人ホームとして課税をしておったということになります。
- ○仲委員 老人ホームという、高齢者住宅という考え方でええんかいな。高齢者 住宅じゃないんですか。
- ○仲税務課長 サービス付高齢者向けの賃貸住宅ということです。
- ○仲委員 結局、固定資産税の3分の2が減額されるという中で、これは国のほうの補塡はどうなっていますか、国のほうの補塡。今回、入には上がっていないんですけど。
- ○仲税務課長 交付税算入の対象になっておりますので、現在、県のほうに、どこまで遡って過誤修正ができるかという部分を、今、確認を取っておる最中であります。
- ○仲委員 たまたま平成26年から5年分というんだけど、これは25年の新築

やもんで、たまたま5年間やけど、例えば令和3年に気づいた場合、どちらも、市 も相手方も気づかないと令和3年に気づいた場合は、これは新築の26年からいう たら還付ができるか、いうたら何年間という縛りは、そこはどうなんですか。

- ○仲税務課長 先ほどちらっと申し上げました尾鷲市の要綱のほうでは、税法による5年と、さらにそこから5年間遡ることになっておりますので、令和3年の場合でしたら、やっぱり同じように26から返せるかなと思います。
- ○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 ないようでしたら、税務課は以上です。税務課長、まだあるのかな。あるの。
- ○仲税務課長 ないです。
- ○南委員長 はっきりせなあかんがな。もう終わりでしょう。報告もないでしょう。ありがとうございました。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 1時53分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、福祉保健課の審査に入りたいと思います。

付託された54号補正予算の説明を求めます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてのうち、福祉保健課に関する予算につきまして、予算書及び資料に基づい て御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の10、11ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金807万5,000 円の増額は、1節社会福祉負担金121万5,000円の増額で、特別障害者手当 等給付費負担金及び障害者医療費国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加 交付でございます。

次に、2節児童福祉負担金3,000円の増額は、児童手当国庫負担金の前年度 精算金で、実績に基づく追加交付でございます。 次に、3節生活保護費負担金685万7,000円の増額は、医療扶助費等国庫 負担金及び介護扶助費等国庫負担金の前年度精算金で、これも実績に基づく追加交 付でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金7万円の増額は、1節保健費負担金7万円の増額で、 未熟児養育医療費等国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でござい ます。

次ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金41万2,000円の増額は、1節社会福祉負担金40万6,000円の増額で、三重県障害者自立支援給付費等負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、2節児童福祉負担金6,000円の増額は、児童手当県費負担金の前年度 精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3目衛生費県負担金3万5,000円の増額は、1節保険負担金3万5,000円の増額で、養育医療給付費給付事業等負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次ページを御覧ください。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目衛生費寄附金41万3,000円の増額は、1節保険費寄附金41万3,000円の増額で、保健費寄附金41万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として1件の法人から御寄附いただいたものでございます。

次に、歳出でございます。

22、23ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億437万1,000円の増額は、細目社会福祉一般総務費1億437万1,000円の増額で、役務費のエアコン取付手数料23万4,000円と、使用料及び賃借料の冷暖房機器借上料61万6,000円につきましては、7月に開催されました第4回臨時会の行政常任委員会におきまして御報告させていただきました福祉保健センターの冷房機器のレンタルに伴う費用でございます。

設計業務委託料304万7,000円、工事請負費1億47万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策の環境整備として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した福祉保健センター空調設備改修工事設計業務委託料と空調設備改修工事でございます。内容につきましては、後ほど資

料のほうで御説明申し上げます。

次に、3目自立支援給付事業93万4,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費93万4,000円の増額で、償還金、利子及び割引料93万4,000円につきましては、介護給付・訓練給付費に係る国庫負担金等前年度精算金でございます。

次に、4目老人福祉費2,108万7,000円の増額は、細目老人福祉一般事務費2,108万7,000円増額で、設計業務委託料110万円、工事請負費1,998万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策の環境整備として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した養護老人ホーム聖光園の共用スペース空調設備改修工事設計業務委託料と空調設備改修工事費でございます。この費用につきましても、後ほど資料のほうで御説明をさせていただきます。

次に、7目介護保険費939万5,000円の増額は、細目地域支援事業(総合事業)939万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料939万5,000 円につきましては、地域支援事業(総合事業)に係る紀北広域連合受託事業収入の前年度精算金でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費15万1,000円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費15万1,000円の増額で、償還金、利子及び割引料15万1,000円につきましては、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次のページを御覧ください。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、補正額はございませんが、新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財源更正でございます。

次に、2目児童措置費237万9,000円の増額は、細目保育所事業193万7,000円の増額で、償還金、利子及び割引料193万7,000円につきましては、子ども・子育て支援事業費国庫補助金等の前年度精算金でございます。

次に、細目母子生活支援事業 4 4 万 2,000円の増は、償還金、利子及び割引料 4 4 万 2,000円で、母子生活支援施設入所措置費の国及び県負担金の前年度精算金でございます。

次に、3目母子福祉費143万2,000円の増額は、細目児童扶養手当給付事業102万7,000円の増額で、償還金、利子及び割引料102万7,000円につきましては、児童扶養手当国庫負担金の前年度の精算金でございます。

次に、細目母子家庭自立支援給付金事業40万5,000円の増額は、償還金、 利子及び割引料40万5,000円で、母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金の 前年度精算金でございます。

次に、3項生活保護費、2目扶助費365万1,000円の増額は、細目扶助費365万1,000円の増額で、償還金、利子及び割引料365万1,000円は、生活扶助費等国庫負担金の前年度の精算金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費22万円の増額は、細目隣保館 運営事業22万円の増額で、償還金、利子及び割引料22万円は、隣保館運営費補 助金の前年度の精算金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費41万4,000円の増額は、細目 感染症予防対策事業41万4,000円の増額で、消耗品費41万4,000円は、 歳入で先ほど御説明いたしました寄附金を活用させていただき、非接触型体温計等 の購入費用とするものでございます。

それでは、資料1、資料について御説明をさせていただきます。 通知をさせていただきます。

まず、資料1の福祉保健センター空調設備改修工事についてですけれども、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画の提出に当たりまして、4月の初旬の当時は、まず概算ということで8,000万という額を計上させていただいておりました。その8,000万の根拠につきましては、空調機器メーカーの保守点検業者にその際、相談したところ、概算費用として8,000万円程度を見込んでおいてはどうかというような御意見をいただきました。

しかしながら、詳細な見積り等を作成するためには、当然、施設の状態を確認しなければならず、相当の期間を要すること、また、現場を確認した結果、工事費が場合によっては1億円を超える可能性もあることは業者から説明を受けておりました。

本交付金の実施計画の庁内での締切りが7月2日であったため、詳細な見積りには期間を要したことから、概算費用として8,000万円を実施計画に計上したものでございまして、今回の第5号補正予算を計上する際に詳細な見積りが完了してきたために、今回、工事請負費1億47万4,000円を計上させていただいたものでございます。

資料につきましては、担当係長から御説明申し上げます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、福祉保健センター空調設備改修工事に つきまして御説明いたします。

本事業は、新型コロナウイルスの感染リスク低減対策として、福祉保健センターの空調設備を改修し、温度調整、換気機能を改善することにより3密対策を実施した空間の整備を行うものでございます。

本施設は、子育て施策の拠点として、子育て世代包括支援センターの設置や乳幼児健診、また、学童保育などを実施しているだけでなく、健康イベントの開催や障害者支援活動に利用するなど、年間延べ6万人以上が利用する本市の福祉保健活動の総合拠点として位置づけている施設でございます。また、災害時には救護所機能を有する中核的避難所としての役割を担っている施設でもございます。

しかしながら、建築から20年以上が経過しており、近年では空調設備の老朽化による機能低下が著しくなっており、加えて昨年度末からは、感染症予防対策として窓開け換気を頻繁に行うようになっておりますが、ビル管理法などで定める室温17度以上28度以下に保つことが困難になっており、施設内の環境悪化が懸念されております。

現在の換気機能を有する空調機器の配管を有効活用し、機械換気を備えた空調機器設備を整備することにより、適正な温度管理と併せて、窓開け換気と機械換気を併用したより効果的な感染防止対策を講じることができるものと考えております。

なお、本施設の概要につきましては資料に掲載しておりますので、後ほど御確認 ください。

本工事の改修箇所といたしましては、室内機器が41台、熱源機器2台、その他付随する機器などを予定しており、事業期間としましては本年10月から令和3年3月を予定しております。

続きまして、養護老人ホーム聖光園共用スペース空調設備改修工事につきまして 御説明いたします。

本事業は、養護老人ホーム聖光園における新型コロナウイルスの感染リスク低減対策として、空調設備を改修することで温度調整機能を改善し、より適正な換気を

行えることにより3密対策を実施した空間の整備を行うものでございます。

本施設は、65歳以上の高齢者を対象とした入所定員50名の養護老人ホームであり、大規模災害時には福祉避難所としての役割を担っている施設でございます。

共同生活を送るという施設の性質上、一度感染者が発生すると施設内で蔓延することが危惧され、また、基礎疾患を抱えた入所者もいらっしゃることから、重症化するリスクが高い傾向にあると考えられます。こうしたことから、窓開け換気を定期的に行うなど感染症対策を徹底しておりますが、設備の老朽化により休憩コーナーなど共用スペースにおいて適正温度に保つことが困難になっており、室間温度差が生じることにより入所者の健康状態の悪化も懸念されております。

なお、入所者の方の個室の空調設備につきましては、平成27年度より計画的に 修繕を進めてきております。個室と併せて共用スペースの空調設備も整備すること で、適正な温度管理、窓開け換気が可能となり、感染防止対策としてもより高い効 果が望めるものと考えております。

なお、本施設の概要につきましては資料に記載しておりますので、後ほど御参照 ください。

改修箇所といたしましては、室内機器15台、その他付随する室外機などを予定しており、事業期間としましては本年10月から令和3年3月を予定しております。 事業費といたしましては2,108万7,000円であり、内訳としましては、設計等業務委託料が110万円、工事請負費として1,998万7,000円であり、財源としましては、全額、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を予定しております。

以上でございます。

- ○内山福祉保健課長 以上で福祉保健課の予算の説明とさせていただきます。
- ○南委員長 ありがとうございました。説明は以上です。
- ○濵中委員 2点お伺いします。

1点目が予算書の24号の福祉総務費の財源更正なんですけれども、事業の内容は何でしたか。ちょっとここの確認、1点お願いします。

- ○内山福祉保健課長 これは、4号補正で計上させていただきました地方創生の 今回の交付金をこれに財源更正したためのもので、内容としましては、わんぱくク ラブのエアコンの整備でございます。
- ○濵中委員 それと、空調機器の説明資料にあります福祉センターのほうの説明 なんですけれども、現在の換気機能を有する空調機器の配管の有効利用というふう

になっておりまして、ちょっと念押しのようなんですけれども、これの説明の中に 20年以上の老朽化によりというものがある中で、既存のものの有効利用のほうは、現場の確認の際に利用できることが確実に確認できたのかどうかという辺りを聞かせてください。

- ○内山福祉保健課長 今回の見積りの算定に当たりましては、おおむね1か月以上にわたり詳細な現場確認と積算を行っていただいておりまして、この換気機能というのは、そもそも通常のエアコンですと送風でしかないんですけれども、こちらは吸う機能も持っていまして、エアコンそのもので換気の役割を持っているということで、配管もそのままほぼ使えるであろうということで、このような形での整備を考えたというところでございます。
- ○濵中委員 機能のほうはよく分かりました。老朽化の程度が確認されたのか気 になるところでしたものですから、その辺りは大丈夫ですか。
- ○川嶋福祉保健課主幹兼係長 今ある全ての機器とか、再利用するものが全て1 00%そのまま活用できるということはないかも分かりませんけれども、ある程度 の補修で可能という話でございました。
- ○南委員長 よろしいですか。
- ○三鬼(和)委員 実施計画のときにも、この臨時交付金でこの事業は大丈夫なんですかという聞いたことがあって、二つ理由があったんですけど、一つは本会議場で南委員長が一般質問したように、普通の経済であるとか、そういったほうに臨時交付金をもっと使えないのかというところがあったので聞いたのと、本当に対象になるのかなということを思ったんですが、今回、思い切ってこういった形なんですけど、目的とか概要の中では老朽化が進んでおるとかというのをしたんやけど、当初予算でも、こういった改修の実施計画なんかもほとんどない中で、今回は思い切って大がかりな工事をするわけじゃないですか。老人ホームにしてでも、この交付金が使えるということで、一気に室内機にしても15台とかするわけなんですけど、本来の計画では、センターにしてでも老人ホームについても、どう考えておったのを今回、このように臨時交付の対象になったもんで切り替えたというのか、これ、もう少し詳しく説明してください。
- ○内山福祉保健課長 まず、養護老人ホーム聖光園のほうから御説明をさせてい ただきます。

老人ホームの聖光園のほうにつきましては、先ほど係長からも御説明しましたように、入居者の居室については年次計画でやっておりまして、平成元年が7台、2

年が4台、3年度が4台、これは3年度でもう完了いたします。ですので、3年度 完了すると同時に、共用スペースもそれ以降進めていこうという考えでおりました。

保健センターにつきましては、前々から老朽化というか、機能低下といいますか、当然年数もたっていますので機能低下もしておりまして、以前からエアコンが完璧ではないという話があったわけなんですけれども、ちょうど6月26日か25日に気温が35度に急上昇したときに、その日の2時ぐらいから急に気温、エアコンというか、冷風が来なくなったと、送風機に変わってしまったという話がございました。ですので、今年の2年度の当初予算には計上する予定はございませんでした。ですので、6月になって初めて相当な機能低下が起きたということが分かったわけでございます。

ちょうどそのタイミングで、今回のコロナの交付金という有利な交付金ということが国のほうから示されてきましたので、今回のエアコン整備につきましては、先ほど説明資料でもございましたように、当然、65歳以上の方もお見えになりますし、子ども・子育ての対象の方も見られますし、当然、健康診断もやりますし、当然、学童保育とかもやっているといったことで、多世代といいますか、子どもさんから大人までの様々な方が1年間、6万人集まる市の交流拠点の施設であると、そういったことから、空気、空気というか、コロナ感染をこちらで起こしてはならないといったことから、窓開け換気をやっても気温が上がってしまうわけですので、十分な環境を行うためにもエアコンの整備が必要であると、こういった観点から、今回、このような予算計上をさせていただいたというところでございます。

○三鬼(和)委員 以前、実施計画のときでも、一応対象になるであろうということがあったんですけど、ちょっと暑い時期、ピークを越した中で、今年は昨年来から窓を開けたりとかとやって、機能についてはちょっといささかというのがあったようなニュアンスの説明的なものがあって、それで、熱中症という、むしろ、この地区においてはコロナよりかも熱中症で、そういった症状になった人のほうが多かったんじゃないかなという中で、一夏越すような形でしたんですけれども、本来、やっぱり当初予算時にもこういった議論があって、今回これを有利なのに使えたという、切り替えたいというのならよく分かるんですけど、当初のときはやっぱりちょっとこれからというのか、老朽化も含めた中では、計画的なものもしっかりした中で、自己資金でやるか、こういった起債が見つかったらこういったのにかかりたいかというのも、もっとしっかりしていかな、たまたまコロナの臨時交付金というのがあって大がかりな工事ができるのであろうかなという理解はするんですけど、

施設的に老朽化したものが多いので、事務方としても大変だとは思うんですけど、 所管の人も。これ、今後はチェックしながらやらないと、今できて、説明ができる からいいようなもので、気をつけてほしいなと思うんですけど、その辺については どうですか。

○内山福祉保健課長 通常は、公共施設の整備であれば、本来、国庫補助事業なりを私どもも探るというか、その辺をちょっと詳細に研究して充てたいところなんですけれども、あいにくこういった既に設置されている公共施設等のエアコンの改修工事等については、エアコン整備についての補助金はございませんので、頼るところは起債に頼るしかないと。

ただし、起債といっても、庁舎と同じような取扱いになる可能性が高いですので、 交付税の参入がほぼ恐らくないんじゃないかといったことから、可能性とすると過 疎債ぐらいかなというふうには私は考えておりました。

ただし、過疎債も枠配分がございまして、三重県が幾ら、尾鷲が幾らということがありましたので、金額的に大きなものですから、ここだけで枠を相当使ってしまうというのもどうかなという気持ちもあって、今年の当初の段階ではまだ使える状況でございましたので、まだ予算に計上するのはちょっと差し控えていたと、こういった状況です。

- ○仲委員 私のほうから、老人福祉の聖光園のエアコンのことで、若干聞きたいんですけど、説明の中では、個室については27年度から3か年で完了していると、たしか館内視察のときにもそのようなお話を伺って、安心したところはあるんですけど、今回、休憩コーナーなど共有スペースをやると、それで、15台ということで、休憩コーナーなどの共有スペースというのは具体的にはどこら辺なのか。また、大型の営業用というのは大体分かるんですけど、大型のエアコンという解釈でよろしいんですか。
- ○内山福祉保健課長 まず、聖光園の正面から入ったところ、あそこは2階になるわけですけれども、2階のところの食堂、皆さんが食事をする食堂、それから、皆さんが集う集会室、こちらの2系統のところに5台を設置します。

地下へ下りていただいて、1階になるわけですけれども、1階の浴室、脱衣室、 洗濯室、蓮の間というところ、それから、同じく1階の廊下、リハビリ室、それぞ れ先ほど言いました2階で5台、1階の脱衣室、洗濯室、蓮の間で1系統の5台、 1階の廊下、リハビリ室1系統で5台ということでございます。エアコンのサイズ については、係長のほうからちょっと説明いたします。

- ○川嶋福祉保健課主幹兼係長 エアコンのサイズですけれども、各廊下、食堂に つきましては、いわゆるマルチといいます大きな天井埋込みのものになります。ほ かに、集会室等は、いわゆる埋込みであるんですけれども、若干小さめな形のもの にはなっております。
- ○仲委員 15台という、今までのエアコンを改修、取り替えるという意味で捉えていいんだろうと思うんですけど、やっぱり設置の場所とか、いろいろそこら辺、聖光園さんとは打合せはされていますか。
- ○川嶋福祉保健課主幹兼係長 以前から、聖光園の共用スペースにつきましては、機器が弱い部分については、常日頃から打合せはしておりまして、機器についても、今のある機器を入れ替えるという形にはなりますので、新たに設置といいますか、古い機器を取り外して新しいのをつけるという形を考えております。
- ○奥田委員 引き続き、資料1と資料2についてちょっとお聞きしたいんですけど、先ほど三鬼和昭委員がお聞きした件ですけど、さっき話を聞いていると、聖光園のほうは共有スペースのほうが令和3年以降やるつもりだったと、それから、福祉センターのほうは、ちょっと予想していなかったような話がありましたよね。

ただ、福祉センターにしても築20年たっているじゃないですか。聖光園のほうが24年たっておるのかな。だから、それの計画性って本当にあったのかなと思って、財政計画のほうに入っていました、そういうの。入れていたんですか。

○内山福祉保健課長 聖光園の共用のスペースについては、一昨年、去年、おと としに既にもう見積りを取って準備はしているところでした。

ただし、予算の関係もあって、まずは居室からといったことで、3年度で居室が終了するので、4年度以降に、一遍にとはいきませんけど、順次、特に温度の機能が低下しているところから進めていこうという話はしておりました。

○奥田委員 話はしておったのは分かるんですよ。この指定管理者のほうも、もう随分前から要望しておったということなんですけど、でも、実際、財政計画に入っていないでしょう。今日も朝、財政課から説明を受けていましたけど、そんな入っていないんじゃないですか。入っていたら、今回これで助かったんですよといって出てくるはずですけど、入っていないからあれなんだけど、ただ、本来、でも、一般会計で、渡りに船というか、今回、こういうのがあったものだから、臨時交付金ができてよかったなと思うんですけど、ただ、南委員長が一般質問で言っておったように、本来、計画的にやらなあかん部分であって、それで、どちらかというとハードの整備やし、臨時コロナ対策の臨時交付金はソフト事業でしょう。その分、

1億2,000万、本来なら計画的にやっていけるものならば、財源の問題もありますけど、ほかにコロナ対策ということで、南委員長が言われたように、ほかに市民のためにできたわけじゃないですか。それができなんだというのは逆に残念なんですけどね。いいですわ、やることに対しては。

それで、ちょっと確認したいのは、この資料、7月17日に政策調整課のほうから示されておるわけでしょう。第2次補正の地方創生交付金の件も、使途をね。そのときに、福祉センターの分は8,000万ですよと、空調設備ね。聖光園の空調設備のほうは2,000万ですよということで、それは今日も確認したら変わっていないという話だったんです。

でも、今日、資料を見ると、資料1では、地方創生臨時交付金は8,779万7,000円充当しますよと、残りは一般財源ですよと、聖光園のほうは、地方創生臨時交付金は2,108万7,000円充当しますよということなんですけど、これ、どういうことなんですかね。政策調整課長は、この前説明したものと全然変わっていないという話だったんだけれども、変わっているんですか。変わっているなら変わっているというふうに言ってもらわないと、変わっているのか、変わっていないのか、どっちなんですか。

○内山福祉保健課長 今日の政策調整課長からの御説明は、実施計画に上げている事項そのものは変わっていないけれども……。

(「金額を聞いている」と呼ぶ者あり)

- ○内山福祉保健課長 金額は、多分担当課から御説明があるはずというふうに説明したかと思うんですが。
- ○南委員長 副市長、いいですか。
- ○下村副市長 先ほど福祉課長が言いましたように、政策調整課長は、金額は変わりますけど、事業自体は変わっていないという、金額の変更については担当課から説明させていただきますというふうにお答えしたものです。
- ○奥田委員 僕は、だから、8,000万と1億と違うじゃないですかと、金額でもちろん聞いておるわけで、あそこに示した7月17日に決めたことと変わっていませんかと聞いているわけで、その場は、担当から聞いてくれということでしたけれども、でも、金額が変わっているなら、そのとき、金額って変わっていると言ってくださいよ、そのときに、副市長。僕は、7月17日の資料、2回もらいましたけど、それしかもらっていないじゃないですか。だから、全体の金額が変わっているのなら、新しいものを出してもらわないと分からないじゃないですか。

- ○下村副市長 今回、特に2,000万以上の差が出たということで、全議員さんに事前に説明させていただいて、変更については担当課のほうで説明させていただくということで、政策調整課のほうは、事業としては何ら変わりはないと、ただ、金額が変わるということで、それは担当課から説明させていただきますというふうに説明させていただいたものです。
- ○奥田委員 僕は資料と変わっていないですかと聞いているんだから、あの資料のものでは、聖光園の空調の部分は2,000万と、それから、福祉センターの空調設備は1億と書いてある。それが、これから変わっているんでしょう。変わっているんだったら、金額を変えた新しい一覧表を出してくださいよ。どこが変わったか、増えているんだったら、ほかのところが減っているんですかね。5億近い第1次と第2次の合計があったじゃないですか。全体の金額が変わっているなら、全体のを下さいよ。示さないといけないんじゃないですか。僕はそのことを政策調整課のときに聞いたんです。だったら、変わっていないという話だったので、あの表と。変わっているじゃないですか。それは示さないということなんですか。示してもらえないんですか、この議会では。
- ○下村副市長 資料を訂正して出すのは何ら問題ないんですが、今後、入札等で 確定もありますので、そのときでは駄目でしょうか。
- ○南委員長 資料を直したものを出してもらうようお願いしてもらうのがもう手 っ取り早いですので、確定は確定で、また知らせていただいたということで、それ でよろしくお願いします。
- ○奥田委員 それはぜひ出してください。

それで、福祉センターの空調設備なんですけど、8,000万が1億を超えたということなんやけれども、最初は、さっきの課長の説明やと、あくまでも概算やったもんでと、業者のほうに聞いたら、そういう概算ということだったもんで、それで県のほうにも出したんでしょうけれども、こんな2,000万も違ってくるという、何のための、どういう見積りをされていたのか。県に出しておるわけでしょう。国からの交付金をもらう上で県に出すものじゃないですか。それを、2,000万も違ってくると、率にしたら25%違うわけでしょう。どえらい違いますよ。もっと慎重になってやらないといけないんじゃないですか。こんなに違っておったら、いいんですか、こんなの。市長、今ちょっと首をかしげていましたけど、普通、民間なら考えられませんでしょう、8,000万で見積りしておって、いや、1億以上かかりましたなんていったら、どうですか。民間でもおかしいですよ、逆に言う

たら。行政ならそれ以上におかしいですよ。

○加藤市長 要するに 8,000万というのは概算の概算で、時期的に 7月中に三重県のほうに、17日ですか、出さなきゃならないということで、ある程度のこと ぐらいしか分からなかった。それを細密しながらやったやつが 2,400万ですか、御指摘のようにそうなったことについては、正直申しまして、大変なことだよね。 2,400万オーバーしておった。

しかし、保健課長が申し上げておりますように、概算の概算で早く提出しなきゃならないということで、あくまでも概算の概算なんです。それで今回、補正についてある程度の状況が分かって、数字も大体ほぼ確定したので、これを補正予算に計上させていただいたというのが、これが要するに一連の流れなんですよね。

おっしゃることは非常に分かるんですけど、あくまでも概算中の概算で、早く三重県のほうに締切りまでに提出しなきゃならないということで、業者とも一応打ち合わせたということを言っているんですけれども、一応は計上したけれども、正式にはこの補正の中で1億400万という、両方合わせてその数字になったということに対して、これが正式なんです。

しかし、おっしゃるように 2,400万、ちょっとやっぱり今後の、さっき副市 長が申し上げましたように、これから入札して確定金額をどうのこうのすると、一 般財源等々の影響もありますので、ちょっとその辺のところを見ながら今後の話も 考えていかなきゃならないなと思っているんです。

○奥田委員 くどくど言うつもりはないんですけど、ただ、市長、これ、県へ出しておる資料なんですよね。出しておるでしょう、きちっと。これで交付金をもらいたいんですよということで。それもコロナ対策での交付金ですよ。先ほど、ハード面、どうなのかということを申し上げましたけれども、そのことは言うつもりないですけど、ただ、熊野市にしたって御浜にしたって紀宝町にしたって、こういう臨時の交付金があって、もうぱっと動いて、県にぱんっと出しておるわけでしょう。早いですよね、もう熊野なんかむちゃくちゃ早いじゃないですか。参議院を通った時点でもう委員会を開いておるんだから、これをやろうといって。そのぐらいスピードですからね。

だから、常日頃いろんなことを考えておかなあかんと思うんですよ。常日頃、どういうふうなメニューが来ても出せるようなね。そういう意味では、今回は想定していなかったということだけど、ただ、もう20年もたっておる施設ですから、こういう改修が必要になってくるという計画は常日頃考えておかなあかんと思うし、

こういうメニューが今回よく使えたなと思うんですけど、このハード、よかったなと思うけどね。その分は、ほかのソフト事業ができなんだわけやけれども、でも、これ、使えるなら使えるで、もうすぐぱっと出せるように、ある程度きちっとした資料を。やっぱり時間がなかったから概算だったんですよというのは、僕はちょっと言い訳にならんと思うし、それだけ今後ちょっとよう考えて動いてください。ほかの市町が早いもんで、もう常に考えておると思うんですよ。尾鷲市はその辺がちょっと欠けていると僕は思えてならんもんで、今後、お願いします。

○加藤市長 要するに、ほかの市町よりも差があるということについては、十分 に知っております。

ただ、はっきり言えることは、要するに、財政調整基金をある程度の余裕を持った市町と尾鷲市では違いますので、その辺のところは、我々はそういうことも含めながら、十分やっぱり考えて、一応、こういう結果で三重県のほうに提出したということで、議会のほうにお諮りした次第でございますので、その辺のところは十分御理解いただきますようよろしくお願いしたいと思っております。

- ○三鬼(和)委員 1点だけ確認したいんですけど、資料2のほうにつきましては、臨時交付金2,108万7,000円、全額臨時交付金ということなんですけど、1についての一般財源の1,572万4,000円というのは、もう既に最初のときに臨時交付金を申請した部分から増えてきたので一般財源とせざるを得なかったのか、それとも、見積りした中で臨時交付金の対象にならなんだ部分なのかどうか、その辺の説明だけ、金額的にはまた入札で変わってくるとは思うんですけど、その辺の一般財源となった、これが臨時交付金の適用にならなんだ部分が全体の枠からはみ出たのか、それとも、元来対象にならなんだというのは、その辺だけちょっと説明してください。
- ○内山福祉保健課長 一般財源の1,572万4,000円につきましては、この交付金事業の対象にならないというわけではございません。市全体のトータルの事業を集約したときに、今回の交付金の上限額を超えた部分になってしまったと、こういったことでございます。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○野田委員 今、いろいろ話を聞かせてもらって、ちょっと僕、思うんですけれ ども、今回、保健福祉のほうは、いろいろ議員としても身近に感じて、いろんな補 修、改修というんですか、こういう部分がたくさんあるんだなというのは分かるわ けなんです。

今言った計画の中で、議員として見ていきたいときに、この金額は別として、こういうところを今後、改修なり補修なり、担当課のほうでは、いろんなそういう施設の管理のところの要望とかも聞いて、ある程度の資料があると思うんですけれども、議員はそこまで分からないところもありますし、その金額どうこうは別として、こういう事業というか、そういうものをやっていかなきゃいけないというようなものを、また折を見て報告じゃないけれども、資料の提出とかがいただきましたら、こういう保守、改修しないといけないのかと、議員は肌で感じるわけですよね。それを見て、またいろいろ手だてというのはできると思うんですけれども、そこら辺を今後、私、議員個人として今言っておるんですけど、そういうものをリストなり、やっぱり担当課は担当課でいろいろ苦労して考えていることもあると思うものですから、そういうものをまた提出というんですか、それで、やっていないとか、やっているとかという話じゃなくて、今後どうしていくかという部分は、もしよかったら共有させていただければなと思うんですが、いかがですか、そういうことというのは。

○下村副市長 前にも言わせていただいたんですけど、建物ですと、年次的に今回、行政常任委員会で説明させていただいたように、個別の公共施設の場合は、今、精査しておるような状況なんですけど、いわゆる保健センターの空調はちょっと大規模なんですけど、この備品類、あの辺につきましては、もう耐用年数を過ぎたらどうのこうのではなく、うちのほうとしてはもう使い切ると、壊れたら交換するというような形を取っておるような現状でございます。

例えば、議場の空調、もうかなり老朽化しておると、一応見積りは取っておるんですが、2,000万以上かかるということで、とてもじゃないけど壊れるまではいくしかないかなというふうには考えております。

- ○楠委員 重複する話があるかもしれませんけど、先ほど課長の説明ですと、4月初旬に保守メーカーが概算で見てもらったら8,000万という発言がありましたよね。最終的に、今回1億になった理由の中に、何が要因で、市長のほうも概算の概算だとおっしゃいましたけど、保守メーカーといえども、大体、そのメーカーの関係を知っている人ですから、ほとんどそんな問題ないと思うんですけど、なぜこの金額の差が出たかというのは検証されているんですか。
- ○内山福祉保健課長 8,000万の金額につきましては、どの部分とどの部分を 改修してというような細かな計算の積算上にのっとった上での積上げというわけで はなくて、点検業者が、こういった建物の規模で、こういった面積で、こういった

数の室外機、室外機というか、熱源機器、それから、あと室内機があったとしたら、大体どの程度かかるであろうということで、8,000万程度見込んでもらったらどうかと、そういった概算の概算ということですので、今回の1億47万4,000円ともともとの8,000万との差と言われましても、8,000万の根拠が、今回の1億のほどの詳細な見積りを行った結果ではございませんので、どの部分がどうというお答えをすることはなかなか難しい状況でございます。

- ○楠委員 そうすると、臨時交付金の企画のほうで作業されているときに、8,0 00万を上げているときのタイム的なスケジュールを見ると、正式な見積りが取れ る時間って十分あると思うんですよね、どう考えても。そのときの作業って実際さ れていなかったんですか。
- ○内山福祉保健課長 6月の25、6日にエアコンが調子悪くなって、それから、 庁内での交付金の提出が7月2日でした。それまでにはメーカーさんは、詳細な現場を見ることをやったりとか、積算をすることは難しいと、時間をもっと欲しいと、 相当な時間を費やさないと、詳細見積りはできませんと言われましたので、そうすると、その段階で、できる範囲での額の把握はいかがですかということを質問すると、8,000万程度を見込んでもらってはどうかと、そういったようなお話でした。
- ○楠委員 そうすると、今のタイムラグを考えると、1億円になったときにはも う見積りが出ているわけでしょう、ですよね。
- ○内山福祉保健課長 7月2日の提出の時点では概算の概算ということで、その 後、実際にもらったのは、8月に入ってからこの金額の見積りをいただいています。
- ○楠委員 ということを、ここの説明に、資料に入れてもらわないと理解ができ ないということです。

それと、あと、もう一つ、それはもういいです。

次に、空調設備なんですけど、この熱源機器が2台、大型だと思うんですけど、 ちょっと心配するのは、送風と換気が多分ダクトが違っていれば、それも実際に2 0年もたっている建物で大丈夫なんだろうかというときに、増額するような話が出 てくるんじゃないかとちょっと危惧するんですけど、その辺はどうなんですか。

○内山福祉保健課長 全てのところを確認した上での見積りではございませんけれども、実際に現場に入ってもらった段階では、もし仮に確認する中で補修が必要なところがあったら補修をする必要があると、そういったお話は聞いています。配管の部分です。

- ○楠委員 ということは、今後も一般財源で増額される可能性があるということ を理解しておけばよろしいですかね。
- ○内山福祉保健課長 私どもとしましては、この見積りをいただいた段階で、全く今のものが100%使えるといった上での積算とは思っておりませんので、そういった意味からすると、この数字の中にはそういった微調整といいますか、微修繕のことも当然含まれていると、このように考えています。
- ○楠委員 じゃ、それはそれとして、しっかり、もう一度再積算してもらうということと、それから、今回、この改修をするに当たって、いわゆる 4 階建ての建物が一斉に同じ温度になることはまず必要ないと思いますので、換気、吸気のコントロールそのものが各部屋につくものなのかどうなのか、その辺の確認だけします。
- ○内山福祉保健課長 お部屋にコントロールするスイッチがございます。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○三鬼(孝)委員 予算書に計上されていない部分、参考までに教えてほしいんですけれども、民生費の生活保護者の……。
- ○南委員長 何ページですか。
- ○三鬼(孝)委員 いや、予算書に計上がないもんで。生活保護者に対する扶助費の減額が10月からされるという、国が、報道がありまして、その内容を見ますと、65歳以上の単身世帯数で76%が対象になって、子どものいる世帯の対象者が43%というようなことが言われておりますけど、尾鷲市がそういう対象者はないということで、今回の補正はなかったんですか。その辺、ちょっとお尋ねをいたします。
- ○南委員長 即答できますか。即答できなかったら、その他のほうですので、また持ち帰りで、終わってからでもまた委員会の開催中に報告をしていただいたらいいんですけれども、即答できるのであれば。
- ○三鬼(孝)委員 担当課にはそういう情報は国、県から入っていないんですか。
- ○福山福祉保健課長補佐兼係長 当然、情報は来ていまして、現在、システム改 修のほうをやっていまして、それで1人ずつのデータをはじき出して、必要に応じ て補正対応させていただこうかなと思っています。
- ○三鬼(孝)委員 最初からそういう答弁をしていただいたらええ。
- ○南委員長 それでは、議案についてはよろしいですね。その他の報告もなかったですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長では、福祉保健課の審査を終了いたします。

ここで3時まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時44分)

(再開 午後 2時56分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、水産農林課、付託された補正予算の説明を求めます。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてのうち、水産農林課に係る予算を説明させていただきます。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、11ページでございます。

通知をさせていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、補正前の額25 8万7,000円に対し、15万6,000円を増額補正するもので、補正後の額は 274万3,000円でございます。

これは、古江漁港養殖用作業施設用地、アクアステーションの隣接地になりますが、その用地の民間企業への貸付けによる尾鷲市漁港管理条例に基づく年間占用料でございます。

では、次のページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業県補助金、補正前の額7,878万円に対し、35万円の増額補正で、これは農業費補助金としての農地の集積に対する県からの補助金で、詳細は、後ほど歳出の部がございますので、歳出のほうで資料で説明をさせていただきます。

では、続いて、次のページをお願いいたします。

14ページー番下になります。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正前の額6,503万2,000円に対し、428万2,000円の増額補正で、補正後の額は6,931万4,000円でございます。

内訳は、流木伐採補償料401万2,000円と労働保険料還付金27万円で、 流木伐採補償料は、後ほど資料で御説明をさせていただきます。

労働保険料還付金27万円は、地方公務員法の一般職の非常勤職員の任用等に関

する制度が改正され、本市山林作業員が会計年度職員としての任用に切り替わった ことに伴う労働保険料の精算の額の確定によるものでございます。

それでは、流木伐採補償料につきまして、別紙の資料にて市有林係の千種主幹から説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長 それでは、資料のほうを説明させてもらいます。

1ページ、まずはですけれども、流木伐採補償料についてですけれども、内容は、 送電線への接近木に係る伐採で、今回は2件あります。

まず、電源開発発送変電ネットワーク株式会社分で、場所としましては、尾鷲市環境課清掃工場の奥にあります南浦竹ノ株地内と、2ページ、3ページ目につきましては、中部電力パワーグリッド株式会社分の早田町と三木里の間に位置する早田町谷ノ山町内となっております。

以上です。

○芝山水産農林課長 続きまして、補正予算書26ページ、27ページをお願い いたします。

通知をいたします。

歳出でございます。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、補正前の額648万4,000円に対し、補正額35万円の増額でございます。

先ほどの歳入の農林水産業県補助金35万円に対する歳出で、詳細は別紙資料にて農振振興係の湯浅課長補佐から説明をさせていただきます。

資料のほう、通知いたします。

○湯浅水産農林課長補佐兼係長 それでは、耕作者集積協力金について説明させていただきます。

まず、資料2の上側の表になりますけれども、協力金がなぜ発生することになったのかという制度について、簡単に説明させていただきます。

平成26年度に、国の法律に基づき、信頼できる農地の中間的な受皿として、農地中間管理機構という組織が設置されました。この組織がどういう組織かといいますと、例えば高齢化で農作業が難しくなってきたとか、後継者がいないですという理由で、この先、耕作できませんよというような農地所有者と、いわゆる貸手側になりますけれども、それから、新しく農業を始めたいとか、新たに農地を借りたり、経営規模を拡大したいしたいですというような借手側をマッチングする、いわゆる農地バンク的な役割を果たす組織でございます。

この農地中間管理機構の事業を活用すると、農地中間管理機構が間に入ることで、貸借に信頼性が増して貸す側の不安が解消されたり、また、条件が悪いところについては、基盤整備ができるということなど、様々なメリットがございます。そのメリットの一つとして、貸手側、借手側、双方に協力金が交付されるという一つのメリットであります。

それが資料の下側の表になりますけれども、計算方法については、四角の中の表の中に書いてあるとおりですので、細かい説明については割愛させていただきますけれども、今回のケースにつきましては、借手側については、10アール当たり1万円の単価となりますので、今回借り受ける140アールを掛けますと、14万円が協力金として交付されることになります。

一方、貸手側につきましては、単価は一律で、10 アール当たり1 万5,000 円ですので、今回貸し付ける140 アールを掛けると、21 万円が協力金となります。

それで、貸手、借手、両方合わせて35万円の出ということになります。

この協力金については、100%県補助金として下りてきたものをそのまま貸手、 借手にお渡しするだけなので、100%の補助となっております。

以上でございます。

○芝山水産農林課長 それでは、続きまして、補正予算書26ページ、27ページをお願いいたします。

通知します。

財源更正2件の説明でございます。

4項水産業費、2目水産振興費は、一般財源で200万円の減額。

これは、7月の第4回臨時議会での補正予算第4号でお認めをいただきました、 コロナ禍により需要が低迷している水産物の消費喚起を図ることを目的とした水産 物消費喚起PR動画制作業務委託料200万円に対する新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金の歳入による財源更正となっております。

また、3目漁港管理費は、一般財源で15万6,000円の減額でございますが、これは、先ほど水産業使用料の歳入で御説明をさせていただきました古江漁港の施設使用料15万6,000円の漁港管理費への財源更正となっております。

以上で、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、当課の説明は以上でございます。よろしく御審議賜わり、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- ○南委員長 説明は以上です。御質疑のある方、御発言を願います。
- ○小川委員 予算書の11ページの、先ほどちょっと聞き逃したんですけど、古 江漁港の場所的にはどこになっているんですか。深層水のところなのか、それとも 市場のほうなのか。
- ○芝山水産農林課長 アクアステーションに隣接する駐車場との間の施設用地に なります。
- ○南委員長 他にございませんか。
- ○小川委員 それと、先ほど、農地中間管理機構のところの段ですけど、基盤整備、水路とかもそこのあれでやってもらえるというのがありましたよね。それはどうなんでしょうか。
- ○湯浅水産農林課長補佐兼係長 今まで使っていただいて、次の貸手と借手が決まってマッチングして、次に新しい方がやっていきたいという場合には、基盤整備なんかも申請して受けれることなります。
- ○小川委員 全額そこが出してくれるということですか。
- ○湯浅水産農林課長補佐兼係長 全額かどうかはまだ、出したときに話合いは要 るでしょうけれども、基本的には基盤整備について全額になっていくと思います、 それは。
- ○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- ○奥田委員 予算書でいうと14、15ページなんですかね。立木伐採補償料ですね、401万2,000円。これ、内訳を教えてもらえませんか、さっき2か所に関しても。
- ○千種水産農林課主幹兼係長 二つの場所を合わせて、杉が10本と、内訳って 杉とヒノキのことでよろしいですかね。

(「場所のこと」と呼ぶ者あり)

- ○奥田委員 そうそうそう。
- ○千種水産農林課主幹兼係長 まず、竹ノ株については、杉が2本とヒノキが1 9本です。続いて、早田の谷ノ山地区については、杉が8本のヒノキが100本と なっております。

以上です。

○奥田委員 あと、金額的にどうなっているのか。それってどういうことなんで

すか。これは、送電線のところに木があるものだから、切ってもらう。切ってもらったところが売ってくれるの。売れたところから入ってくるということか。ちょっとその流れを教えて。

- ○芝山水産農林課長 それぞれ送電線、それから配電線の真下に生えている、大体幅としては3メートルぐらいの幅になると思うんですけれども、3メートルぐらいの幅に対して、ヒノキや杉が成長し過ぎるとその送電線に触るということで、切らせてほしいということで、電源開発さん、中部電力さんのほうから、こちらのほうに依頼があります。それに対して切って、切った後はもちろんそれぞれの会社が処理をするんですが、今のところ切捨てをしているという状態で、それに対する補償料はうちがいただくということで、一般的な売買するよりもかなり高額で補償していただいているというのがこの金額です。
- ○奥田委員 切捨てとか、その木はもう売らないわけですか。
- ○芝山水産農林課長 場所にも多分よるとは思うんですけれども、今回の場所は かなり山深いところですので、今回は切り捨てるというふうに聞いております。
- ○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 じゃ、ないようですので、付託案件の審査は終わり、報告事項のほうをお願いいたします。
- ○芝山水産農林課長 それでは、その他で報告事項1件。資料のほうで御説明を させていただきます。

通知をさせていただきます。

- ○南委員長 お願いします。
- ○芝山水産農林課長 それでは、資料ですが、現在、尾鷲の魚を使ったレシピプロジェクトということで、株式会社タスカル、これは津にありますプロマーケット津店という業務用スーパーを運営している会社でございますが、株式会社タスカルが鈴鹿大学の短期大学部のほうに申込みをしまして、尾鷲の魚を使ったレシピプロジェクトということで、このコロナ禍の中で、家で乾杯レシピを作ろうというようなメニュー開発を短大生にしていただいております。

中央の左側なんですけれども、指定の魚はこちらということで、尾鷲産の養殖マダイ、それからマンボウ、ガスエビ、メヒカリという4種を指定しまして、学生たちが尾鷲の魚のよさが伝わるようなレシピ、また、飲食店が使ってみたくなるようなレシピの開発ということで、このたび優秀レシピが10レシピ完成したというこ

とでございます。

株式会社タスカルのほうでは、このレシピをレシピ集ということで冊子化をして、 店舗のほうでも各消費者の皆さんに分かるような形でお届けいただくと。尾鷲市の ほうにもいただけるというふうに聞いております。

こちらのほうに尾鷲市のほうも当課の水産技師が説明に出向いたりとか、いろいろ協力をさせていただいて、尾鷲の魚をPRしていこうというふうに思っております。

また、タスカルさんと鈴鹿短期大学のほうでは、9月18日の金曜日に、できた レシピの中から数品を知事に試食していただきに行くということで、また、そうい うところでもまたメディアのほうにも取り上げていただけるというふうに考えてお ります。

以上でございます。

- ○南委員長 これについて何か。
- ○小川委員 このチラシは、尾鷲市が作ったチラシですか。
- ○芝山水産農林課長 これ、株式会社タスカルが作ったチラシでございます。
- ○小川委員 ちらっと見せていただきまして、カジカの大敷が載っていること、 これはいいんですけど……。

(「よう分かるな、これ」と呼ぶ者あり)

- ○小川委員 あと、このマダイ。マダイって目が命なんですよね。この目、死んでいますよね。これ、見ただけでうまくないように見えるんやけど、これはどうなんですか。
- ○芝山水産農林課長 以後、こういうこともしっかり気をつけてPRするように してまいります。申し訳ありませんでした。
- ○小川委員 もう一点、尾鷲市のブランド品でおわせマハタというのがあります けれども、これも入れてもらったほうがおわせマハタのブランド化、指定でやった らどうなのかと思いますけど、どうなんですか。
- ○芝山水産農林課長 指定の魚につきましては、当課のほうもいろいろ相談をさせていただいて、マハタのところも候補には上がっておったんですけれども、ちょっといろいろ、その魚を集められるかとか、タスカルさんのほうが、そういういろんな事情もございまして、この4品になったというところで御理解いただきたいと。
- ○南委員長 課長、メヒカリのほうも目が光っていないみたいに思うのやけどな。 まあ冗談です、これは。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、水産農林の審査を終わります。ありがとうございました。

それでは、再開いたします。

本日の最後の課にしたいと思いますので、協力をよろしくお願いいたします。

それでは、商工観光課、議案第54号、補正予算の説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 についてのうち、当課に係ります補正について御説明申し上げます。

補正予算説明書の28ページ、29ページを御覧ください。

歳出6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、補正前の額2億 1,419万3,000円、補正額4,930万円を増額し、2億6,349万3,0 00円とするものでございます。商工振興事業18節負担金、補助及び交付金、三 重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金交付事業負担金4,930万円の増 額でございます。

資料の1ページのほうを御覧ください。

通知させていただいています。

内容といたしまして、三重県の緊急事態宣言措置による休業要請依頼に全面的に 御協力いただきました個人事業を含む中小企業、小規模企業の皆様に対して、県と 市町の協業事業として、三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金が交付さ れておりますが、この協力金に係る本市の負担分でございます。

本市分の交付確定いたしました198件、総支払額9,900万円のうち、本市の負担分4,930万円でございます。

事業分野別は御覧のとおりでございます。

なお、198件のうち、1件は他市町との案分がございまして、本市の負担は、 その分は5万円となっておりますことを申し添えます。

続きまして、補正予算書の28ページにお戻りください。

3目観光費につきましては、さきの臨時議会の4号補正においてお認めいただきました事業費1,731万4,000円につきまして、一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正でございます。

以上が、商工観光課に係る補正予算の説明でございます。何とぞよろしく御審議

のほどお願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 じゃ、他の報告になりますか、今度は。 じゃ、お願いします。
- ○森本商工観光課長 それでは、第2回定例会におきまして、地方創生推進交付 金につきましての分についての御説明をさせていただきます。

通知を。

資料のほうで御説明させていただきます。

地方創生推進交付金東紀州地域振興公社負担金の負担金、6団体としまして1,680万について、不採択という形で御報告させていただきましたが、このたび事業内容を改めまして2次申請をしておりまして、その採択を受けましたので、御報告を申し上げます。

事業におきまして、当初、世界遺産、地域産業を活用した外国人観光誘客事業、本市負担分280万でございましたが、当初の本市の持ち出し140万円を超えない範囲で事業を進めてもらうよう、公社のほうにお願いしているところでございました。

このたび、地方創生推進事業を新型コロナウイルス終息後の国内及び外国人観光客に対するおもてなし向上推進事業といたしまして、三重県及び5市町の6団体の連携事業として2次申請を行い、負担金分において採択をいただいたところでございます。

公社への負担は、総計1,380万円となりますが、本市の負担は、地方創生推進事業と単独事業を合わせて230万円を公社の負担金として進めたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○南委員長 報告に対しての質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○南委員長 ないようですので、もうこれで終わった、報告。
- ○森本商工観光課長 御報告申し上げたい2点ございまして、まず、お食事券の ほうにつきまして、完売のほうをいたしました。皆様の御協力と関係者の皆様の御

努力によって完売しましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

- ○南委員長 御苦労さんでございました。ありがとうございました。 もう一点。もう一つ報告があるそうです。
- ○森本商工観光課長 商品券につきまして、御報告させてください。

尾鷲市プレミアム付商品券につきましては、昨日、9月10日に購入引換券のほうを発送させていただきました。世帯は、総数9,261世帯、1万7,283人の方にお送りさせていただきました。

こちらの黄色い封筒で、目立つ形でお送りさせていただきました。この中に引換券のほうを同封させていただいております。御案内させていただいております。プラス、必ず残数が出ますので、それに関する抽選方法に関しても御案内のほうをさせていただいております。

こちら、スケジュールに関しては、前回の委員会のほうで報告させていただいた んですけれども、10月16日までに往復はがきで送っていただくような御案内を させていただいているところでございます。

- ○南委員長 来週中には全家庭へ届くんでしょうね。どうですか。
- ○森本商工観光課長 昨日お送りさせていただきましたので、数が先ほど申し上げたように9,000世帯を超えております。ですので、まちまちばらばらになる可能性はありますが、来週の月曜日には皆さんのお手元に届くのではないかと。遅い早いは多分あると思うんですが、というふうに思います。
- ○南委員長 ちょっとよろしい。心配するのは、独り暮らしの御高齢者の方なんかが相談窓口というのは分かるんかいな。その中で、もし分からない方は御連絡くださいよということもしていただくと、大変親切で。
- ○柳田商工観光課長補佐兼係長 引換券の通知書の中に、尾鷲商工会議所と私ど も尾鷲商工観光課のお問合せ先のほうを御記入させていただいておりますので、何 か分からないことがあれば、商工観光課までお電話いただければ対応させていただ きますので、よろしくお願いいたします。
- ○奥田委員 じゃ、1点だけ、その他で。

以前、三鬼孝之委員が発言した観光物産協会か何かあるでしょう。それで、委員 長のほうから、後日その説明をという話がありましたけど、それって報告はないん ですか。

○森本商工観光課長 尾鷲観光物産協会とこの点につきましていろいろお話合い を進めております。情報共有も含めて、今後の何か起こったときのルールづくりと いう点につきましても、話は観光物産協会と進めております。

先日のいろいろの中身の報告に関しては、対応につきましては、観光物産協会内で協議を重ねていただいているところでございましてというふうに報告は受けております。

- ○奥田委員 そうすると、この前、三鬼孝之委員が言われておったのは、多分7月22日発送の分だと思うんですよね。でしょう、あれのヤーヤ便。年間の損失はどうするかというのは、まだまだ観光物産協会の中でまだ協議をしているということで、理解でよろしいですか。
- ○森本商工観光課長 対応については、協会内で協議するというふうに報告を受けております。
- ○南委員長 市の持ち出しがないって理解してよろしいんですよね。観光物産協会の中で処理するということで理解してよろしいですか。
- ○森本商工観光課長 協会のほうからそのようなお話はいただいていないのが状況でございます。
- ○南委員長 三鬼孝之委員、よろしいですか。
- ○三鬼(孝)委員 参考までに。金額的には全然公表できないわけ。
- ○森本商工観光課長 協議中というふうにお聞きしておりまして、申し訳ないんですが、金額に関して、ちょっと差し控えさせていただきたいというふうに考えております。
- ○南委員長 ありがとうございます。

終わります。

1点だけ皆さんに連絡事項だけあります。

月曜日の委員会、普通10時から開催なんですけれども、リニアックの債務負担 行為が上がっているということで、現場を知らない委員さんもおられるということ でございますので、一度現場だけ見ようかということで、9時25分に旧煙突の場 所に集まっていただきたいと思います。全く知らない人がおるということやもので、 現場を、リニアック自体の。そういうことで、集合は25分ぐらいまでに集合して いただければということでございますので。現地視察を行います。よろしくお願い します。

終わります。ありがとうございました。

(午後 3時23分 閉会)